

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2242号から第2319号まで)

令和2年4月24日

令和2年4月24日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

別表5の「諮問に係る文書番号」欄記載の文書番号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「旭区白根特定番地の地籍図（公図写）」ほかの開示決定、一部開示決定及び非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表2の「決定通知書記載の行政文書」を開示とした決定、別表3の「決定通知書記載の行政文書」を一部開示とした決定及び別表4の「決定通知書記載の行政文書」を非開示とした決定は、それぞれ妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表2から別表4までの「開示請求書記載の行政文書」の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が別表2から別表4までの「決定通知書記載の行政文書」（以下「本件審査請求文書」という。）のそれぞれについて、別表2から別表4までの「決定通知日」欄に記載の決定通知日付で行った開示、一部開示又は非開示決定（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

別表2から別表4までの「実施機関の主な説明要旨」欄に記載のとおりであるが、開示請求書の記載から、保有している文書で該当するものがあればこれを対象行政文書として特定し、対象行政文書に横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2項各号に規定する非開示とすべき情報が対象行政文書に含まれている場合には、この部分について非開示とし、情報公開条例第9条に該当する場合は、その存否を明らかにしないで非開示として決定を行った。また、該当するものがない場合には、情報公開条例第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示とし、情報公開条例第17条第3項に該当する場合には、情報公開条例の適用外であるとして非開示の決定を行った。

4 審査請求人の本件各処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件各処分に対する意見は、おおよそ次のように要約される。

- (1) 隠蔽による処分を取り消すよう求める。
- (2) 請求通りの開示を求める。

5 審査会の判断

(1) 本件各処分に至る経緯について

ア 実施機関は、平成4年に、旭区白根の特定番地の民地（以下「土地甲」という。）地先に係る土地について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定した。その後、平成13年に、土地甲は審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是正指導等が行われた。しかし、平成21年になって、当該道路判定は誤りであることが判明し、実施機関は道路判定を変更した。

また、土地甲に関しては、昭和43年に国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続が従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された。しかし、このような状況のもとで審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路境界復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがあること、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対して主張し続けている。

イ 以上のことに伴い、土地甲地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書や、これ以外にも審査請求人が提出した開示請求書、開示請求に対する開示決定等を決定した起案文書等を対象として、審査請求人は、繰り返し多数の開示請求を行っており、本件審査請求もその一部である。

しかも、審査請求人による開示請求書の記載は、冗長で要領を得ない記載が多く、請求内容が明確なものとは到底いえないものが多く含まれており、実施機関による補正依頼に対しても審査請求人は応じていない。

(2) 本件審査請求文書の概要及びこれらに係る事務について

本件審査請求文書は、別表2から別表4までの「決定通知書記載の行政文書」欄のとおりである。このうち一部開示決定に係るものの非開示部分及びその適用条項は、別表3の「非開示情報」欄及び「適用条項等」欄に記載のとおりであり、非開示決定に係るものの実施機関による非開示理由の説明要旨は、別表4の「実施機関の主な説明要旨」欄に記載のとおりである。なお、本件審査請求文書を文書単位に区分し、一表にまとめたものが別表1であり、別表2から別表4までの答申番号によって対照できる。また、以下において「文書○」と数字を付記しているものについては、別表1の「略称」欄記載の文書を指すものとする。

本件各処分に係る行政文書は、①「道水路等の境界調査に係る事務」、②「狭あ

い道路拡幅整備事業に係る事務」、③「道路幅員証明に係る事務」、④「横浜市が管理する道路上の不法占用物件に係る事務」、⑤「道路占用許可（道路掘削許可）に係る事務」、⑥「道路損傷（原状回復命令）に係る事務」、⑦「道路改良事業に係る事務」、⑧「用地取得に係る事務」、⑨「行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務」に関するものであり、その分類は、別表1の「文書に係る事務」欄に記載したとおりである。この答申では、上記①から⑨までの各事務に関する審査請求文書ごとに判断を示すこととする。

(3) 「①道水路等の境界調査に係る事務に関する文書」について

ア 道水路等の境界調査に係る事務について

横浜市では、横浜市道水路等の境界調査に関する規則（昭和54年5月横浜市規則第35号。以下「境界調査規則」という。）に基づき、横浜市が管理する道路、水路及び堤とう敷（以下「道水路等」という。）について境界調査を行っている。

境界調査規則第2条では、境界調査を「境界明示又は境界復元により道水路等と土地との境界を明らかにすること」と定義している。境界調査には、境界が未確定なときに関係土地所有者と横浜市が立会いによる協議を行って境界を確定する「境界明示」と、境界は既に確定しているが、現地で境界標が不明確になったときに関係土地所有者と立会いの上、資料図に基づきその境界を確認する「境界復元」がある。

境界調査を申請しようとする土地所有者（以下「申請者」という。）は、境界調査規則第3条に基づき、道水路等境界調査申請書に、申請に係る土地に関する登記事項証明書、公図写し、現地案内図及び隣接地所有者の立会同意届出書を添付して市長に提出する。

横浜市は、道水路境界調査申請を受け付けると、境界調査規則第4条に基づき、申請に係る土地に関する資料及び現地の状況を調査する。

その後、境界調査規則第5条に基づき、申請者及び隣接地の所有者に対し、境界調査をするための立会いの場所、期日等を立会依頼書により通知する。

立会いの結果、境界明示の協議が成立したとき、又は境界の確認がされたときは、境界調査規則第6条及び第7条に基づき、申請者及び隣接地の所有者から、境界明示にあつては、境界調査規則第4号様式の承諾書を、境界復元にあつては同第5号様式の確認書を受領した上で、境界線上の必要な箇所に境界標を設置し、当該境界標に基づいて実測を行い、道水路等境界調査図を作成する。上記各様式

の承諾書は、土地の所在、承諾者（所有者）の住所、氏名等の記載欄で構成されているが、図面上にそれらの項目を記載するという形のものではない。

イ 道水路等の境界調査に係る事務に関する審査請求文書について

道水路等の境界調査に係る事務に関する審査請求文書は、別表1の「文書に係る事務」欄に「道水路等の境界調査に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。

ウ 道水路等の境界調査に係る事務に関する審査請求文書を対象行政文書と特定したことの妥当性について

実施機関の説明によると、実施機関は開示請求書の記載からその内容を理解するように努め、文書番号の記載があるものや意味内容を読み取れるものについては、該当する文書を特定し、さらに一見して記載が明確なものでないものについても、過去の請求内容や日時、場所、人などで判断できるキーワードがあればこれを用いるなどして、該当する文書を特定しているとのことであった。

開示請求書を見るに、審査請求人による記載は、明確なものとは到底いえないものが多く含まれている。また、実施機関による補正依頼に対しても、審査請求人は、応じていないとのことであった。

このような状況において、実施機関による対象行政文書の特定は、不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。

エ 文書1から文書15までについて

文書1から文書15までは、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1397号（平成29年5月26日。以下「先例答申」という。）における対象行政文書と同一であり、先例答申においては、本件処分と同内容の処分を妥当と判断している。また、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

オ 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

(ア) 情報公開条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができる旨規定している。

(イ) 文書16、文書18及び文書19に記録されている事件記録符号及び番号、文書17及び文書20から文書25までに記録されている個人の氏名、文書17、文書20及び

文書 22から文書24までに記録されている住所、電話番号、個人印の印影、文書 26に記録されている個人の顔及びナンバープレートについては、各文書を当審査会で見分したところ、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるため、本号本文に該当する。また、文書17に記録されている個人が推測される情報（区名、年齢、登記簿謄本、戸籍の附票、住民票、地積測量図、法務局出張所先、道路台帳平面図、道路台帳区域線図、公図、測量会社名、町内会名、町内会館名、町内会館の所在地、車両ナンバー、県営住宅の名称、土木事務所の所属先及び土地の地番）は、何人にも閲覧可能な土地登記簿等の情報等と照合することによって、ある事件の関係者の氏名及び住所を容易に推測することが可能であり、特定の個人を識別することができることとなることから、本号本文に該当する。

なお、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

カ 情報公開条例第7条第2項第3号アの該当性について

(ア) 情報公開条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができる旨規定している。

(イ) 文書22に記録されている土地家屋調査士印の印影は、各文書を当審査会で見分したところ、公にすることにより、これを不正に利用して、境界調査関係資料を容易に偽造することが可能となり、当該土地家屋調査士及び土地家屋調査士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報と認められるため、本号アに該当する。

キ 情報公開条例第7条第2項第4号の該当性について

(ア) 情報公開条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については、開示しないことができる旨規定している。

(イ) 文書17、文書20、文書22及び文書24に記録されている法人代表者印の印影は、各文書を当審査会で見分したところ、これを公にすると、第三者に偽造されるなどして、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当

する。また、文書17に記録されている弁護士印の印影は、各文書を当審査会で見分したところ、これを公にすると、第三者に偽造されるなどして、当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

ク 文書27の不存在について

文書27については、昭和40年6月5日横浜市告示第110号で横浜市の道路となっていることが確認できる文書を求めていると解される。実施機関は、業務上作成しておらず、文書27は不存在と判断したとのことである。

改めて実施機関に確認したところ、通常、告示で道路と認定されているか否かを確認する文書を作成することはないとのことである。

文書27が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

ケ 文書28の不存在について

文書28については、平成22年における旭区白根特定地番先の境界調査に伴い作成した表示図へ承諾押印された測量図を求めていると解される。

実施機関は、行政文書管理上も、旭土木事務所の事務分掌上も作成する必要はなく、文書28は不存在と判断したとのことである。

改めて実施機関に確認したところ、文書28は、土地所有者が承諾する旨の印を押している測量図であるが、道路と民地の境界が立ち会ったとおりの承諾に関する文書は、定められた様式のもの以外にはなく、文書28は、行政文書管理上も旭土木事務所の事務分掌上も、境界調査事務において作成する必要がないとのことである。

文書28が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

コ 文書29の不存在について

文書29については、旭区白根特定地番先の道路、水路等の境界調査を実施した後作成した承諾書を求めていると解される。

実施機関は、本件文書は平成22年度に作成したが、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第10条第4項に基づく行政文書分類表（課等別）（以下「行政文書分類表」という。）では「道水路境界調査に関する書類」

に分類され、保存期間は3年とされていたことから、保存期間の経過により廃棄済みであり、保有していないため、非開示としたとのことである。

行政文書について、保存期間が経過したことにより廃棄することは通常の対応であるため、文書29が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

サ 文書30の不存在について

文書30については、旭区白根特定地番先の境界調査実施前後の写真並びに実施完了後の測量図、地積図及び求積図を求めていると解される。

実施機関は、行政文書管理上も、旭土木事務所の事務分掌上も作成する必要はなく、文書30は不存在と判断したとのことである。

改めて実施機関に確認したところ、境界調査の過程において道水路等境界調査図を作成するが、これまでの経緯からも審査請求人がそれ以外の文書を求めていることは明らかであり、境界調査に係る事務において、通常、境界調査実施前後の写真並びに実施完了後の測量図、地積図及び求積図は、業務上作成しておらず存在していないとのことである。

文書30が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

シ 文書31の不存在について

文書31については、特定の場所が道路であることについて、特定の個人が実施機関に提出したとされる署名押印のある承諾書面であって、求積図及び道路表示図に土地所有者が承諾する旨の押印をした文書を求めていると解される。実施機関は、業務上作成しておらず、文書31は不存在と判断したとのことである。

改めて実施機関に確認したところ、道路と民地の境界が立ち会ったとおりであることの承諾に関する文書は、定められた様式のもの以外にはなく、文書31は、行政文書管理上も旭土木事務所の事務分掌上も、境界調査事務において作成する必要がないとのことである。

文書31が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

ス 文書32の不存在について

文書32については、平成17年4月28日に国調地籍図K342-3を活用して道水路境界調査図を作成した時に撮影したとされる公式基準点の写真を求めていると解される。実施機関は、業務上作成しておらず、文書32は不存在と判断したとのことである。

改めて実施機関に確認したところ、行政文書管理上も旭土木事務所の事務分掌上も、境界調査事務において写真を作成する必要がないとのことである。

文書32が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえ、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

セ 文書33の不存在について

文書33については、平成17年4月28日に国調地籍図K342-3を活用して道水路境界調査図を作成した時に併せて作成された承諾署名が表示図と同一書に記載された承諾書の原議を求めていると解される。実施機関は、業務上作成しておらず、文書33は不存在と判断したとのことである。

改めて実施機関に確認したところ、道路と民地の境界が立ち会ったとおりにあることの承諾に関する文書は、定められた様式のもの以外にはなく、文書33は、行政文書管理上も旭土木事務所の事務分掌上も、境界調査事務において作成する必要がないとのことである。

文書33が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえ、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

ソ 文書34の不存在について

文書34については、平成10年7月31日の道水路境界調査実施時に作成されたとされる表示図上で承諾の意思が示されている承諾文書を求めていると解される。実施機関は、業務上作成しておらず、対象行政文書は不存在と判断したとのことである。

改めて実施機関に確認したところ、道路と民地の境界が立ち会ったとおりにあることの承諾に関する文書は、定められた様式のもの以外にはなく、文書34は、行政文書管理上も旭土木事務所の事務分掌上も、境界調査事務において作成する必要がないとのことである。

文書34が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえ、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

タ 文書35の不存在について

文書35については、特定地番市道路部位の求積図との整合性が確認できる図面上で承諾の意思が示されている承諾書の原議を求めていると解される。実施機関は、業務上作成しておらず、文書35は不存在と判断したとのことである。

改めて実施機関に確認したところ、道路と民地の境界が立ち会ったとおりであることの承諾に関する文書は、定められた様式のもの以外にはなく、文書35は、行政文書管理上も旭土木事務所の事務分掌上も、境界調査事務において作成する必要がないとのことである。

文書35が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえ、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

チ 文書36及び文書37の存否応答拒否について

(ア) 情報公開条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

(イ) 存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものである。そのため、請求内容から推し量られる情報が情報公開条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

したがって、存否応答拒否を行うには、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示、非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること及び②①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていることの二つの要件

を備えていることが必要であると解される。

(ウ) 文書36及び文書37について

文書36及び文書37に係る非開示決定は、実施機関が、本件開示請求に係る文書が存在しているか否かを答えるだけで、情報公開条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護されるべき情報を明らかにしてしまうことになるとして、情報公開条例第9条に基づき、開示請求に係る文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、文書36及び文書37に係る非開示決定が (イ)①及び②の二つの要件を備えているかについて以下検討する。

まず、①の要件について検討する。

本件請求では、審査請求人は、審査請求人が原告となっている別件訴訟手続における被告代理人からの市への照会に対する回答の根拠となる資料を求めていると解される。

一部開示又は非開示（不存在を理由にするものを除く。）の処分をした場合、特定個人が裁判の原告となっており、裁判手続における被告代理人からの照会に対する回答文及びその根拠資料が存在することが明らかとなり、また、不存在による非開示とすれば、裁判手続における当該回答文及びその根拠資料が存在しないことを答えることになる。その結果、特定個人に係る裁判の事実に加え当該回答文及びその根拠資料の有無が明らかになり、名指しされた特定の者に関する一定の事実の有無が公になる。

したがって、上記①の要件に該当する。

次に、②の要件について検討する。

特定個人に係る裁判手続における被告代理人からの照会に対する回答文及びその根拠資料の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

したがって、上記②の要件に該当する。

以上により、文書36及び文書37に係る非開示決定は、存否応答拒否の要件を充足するというべきである。

(4) 「②狭あい道路拡幅整備事業に係る事務に関する文書」について

ア 狭あい道路拡幅整備事業に係る事務について

横浜市では、狭あい道路とは、幅員4メートル未満の道路で、一般の交通の用に供される道路を指す。このような道路は、日常生活をしていくうえで、通行上、環境衛生上の問題があるばかりでなく、地震や火災などの災害時には、消防、救急活動に支障をきたしている。

建築基準法では、建築基準法第42条第2項において、建築物の敷地が接する道路の幅員が4メートル未満の場合に、その道路の中心から2メートルを道路とみなして後退すること、同法第44条において、道路の中心から2メートルの部分については、建築物（門・屏等を含む。）を築造してはならないことが規定されている。

横浜市では、建築基準法第42条第2項により後退した部分の整備を促進する制度として、横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（平成7年3月横浜市条例第19号。平成17年当時。）を制定し、道路の中心から2メートルの範囲にある支障物の除去や移設費用の助成を行うなどの狭あい道路の拡幅整備事業を進めている。

イ 狭あい道路拡幅整備事業に係る事務に関する審査請求文書について

狭あい道路拡幅整備事業に係る事務に関する審査請求文書は、別表1の「文書に係る事務」欄に「狭あい道路拡幅整備事業に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。

ウ 狭あい道路拡幅整備事業に係る事務に関する審査請求文書を対象行政文書と特定したことの妥当性について

実施機関における対象行政文書の特定については、(3)ウで述べたのと同様であり、対象行政文書の特定は不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。

エ 情報公開条例第7条第2項第4号の該当性について

文書38は、平成17年に作成された旭区白根三丁目特定地番を対象区域に含む狭あい道路拡幅整備事業の施工に伴う土地使用承諾に関する書類である。

文書38に記録されている法人代表者印の印影については、これを公にすると、第三者に偽造されるなどして、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

オ 文書39の不存在について

文書39については、実施機関が旭区白根三丁目特定地番と甲地間の整備を特定

建設会社に依頼したとされる文書の内容を求めると解される。

実施機関は、平成17年度に特定地番に関する狭あい道路拡幅整備事業を施行しているが、文書39については作成したかどうか不明であり、仮に作成していたとしても、行政文書分類表では、「道路・下水道・河川等工事設計施工関係書類」に該当したと考えられ、保存期間5年とされていたことから、保存期間の経過により廃棄済みであり、保有していないため、非開示としたとのことである。

行政文書について、保存期間が経過したことにより廃棄することは通常に対応であるため、文書39が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

(5) 「③道路幅員証明に係る事務に関する文書」について

ア 道路幅員証明に係る事務について

横浜市では、土木事務所において取り扱う事務として、横浜市土木事務所規程（昭和27年10月達第32号）第1条第7号及び第2条第2号に基づき、道路幅員証明に係る事務を行っている。道路幅員証明願は申請者からの申請に基づき、陸運支局で運送業者の経営許可の申請をする場合など、車庫の前面道路の幅員に対して、収容する車両が車両制限令（昭和36年政令第265号）の規定に抵触していないかを確認するために必要な書類で、土木事務所長が交付している。

イ 道路幅員証明に係る事務に関する審査請求文書について

道路幅員証明に係る事務に関する審査請求文書は、別表1の「文書に係る事務」欄に「道路幅員証明に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。

ウ 道路幅員証明に係る事務に関する審査請求文書を対象行政文書と特定したことの妥当性について

実施機関における対象行政文書の特定については、(3)ウで述べたのと同様であり、対象行政文書の特定は不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。

エ 文書40について

文書40は、先例答申における対象行政文書と同一であり、先例答申においては、本件処分と同内容の処分を妥当と判断している。また、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

オ 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

文書41は、特定地番先の車庫の前面道路の幅員を示した書類である。

文書41に記録されている個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影及び位置図は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当する。また、これらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(6) 「④横浜市が管理する道路上の不法占用物件に係る事務に関する文書」について

ア 横浜市が管理する道路上の不法占用物件に係る事務について

横浜市では、不法占用等処理要領（平成8年7月22日制定）により、横浜市が管理する道路上の不正使用又は不法占用（以下「不法占用等」という。）について、土木事務所（以下「所長」という。）が、その是正指導及び各種措置を行っている。

不法占用等処理要領第3条第1項では、「所長は、現地調査の結果、道路を不法占用等している者（以下「不法占用者等」という。）が判明した場合には、口頭により不法占用等の物件を道路の区域外に移動又は除却するよう指導を行うものとする。」と規定している。

また、不法占用等処理要領第4条第1項では、「所長は、前条第1項の指導を行った後、相当期間を経過しても移動又は除却されない場合には、不法占用者等に対し注意書（様式2-1号）を送付して指導を行うものとする。」と規定している。

イ 横浜市が管理する道路上の不法占用物件に係る事務に関する審査請求文書について

横浜市が管理する道路上の不法占用物件に係る事務に関する審査請求文書は、別表1の「文書に係る事務」欄に「横浜市が管理する道路上の不法占用物件に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。

ウ 横浜市が管理する道路上の不法占用物件に係る事務に関する審査請求文書を対象行政文書と特定したことの妥当性について

実施機関における対象行政文書の特定については、(3)ウで述べたのと同様であり、対象行政文書の特定は不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。

エ 文書42から文書45までについて

文書42から文書45までは、先例答申における対象行政文書と同一であり、先例答申においては、本件処分と同内容の処分を妥当と判断している。また、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

オ 文書46の不存在について

文書46については、平成19年に実施機関から審査請求人に対し、発出したとされる謝罪文書の決裁文書を求めていると解される。

実施機関は、平成19年度に謝罪したとされる文書自体が確認できず、仮に作成していたとしても、行政文書分類表では、「道路不法占用関係書類」に該当したと考えられ、保存期間5年とされていたことから、保存期間の経過により廃棄済みであり、保有していないため、非開示としたとのことである。

行政文書について、保存期間が経過したことにより廃棄することは通常の対応であるため、文書46が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

カ 文書47の不存在について

文書47については、平成19年に実施機関から審査請求人に対し、注意書を発出した際の発出文書を交付することを決定した決裁文書及び注意書を発出したことに関する根拠資料を求めていると解される。

実施機関は、文書47を保有しておらず、仮に作成していたとしても、行政文書分類表では、「道路不法占用関係書類」に該当したと考えられ、保存期間5年とされていたことから、保存期間の経過により廃棄済みであり、保有していないため、非開示としたとのことである。

行政文書について、保存期間が経過したことにより廃棄することは通常の対応であるため、文書47が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

キ 文書48の不存在について

文書48については、平成19年に実施機関から審査請求人に対し、発出したとされる注意書並びに注意箇所、区域及び根拠記載の文書を求めていると解される。

実施機関は、文書48を保有しておらず、仮に作成していたとしても、行政文書分類表では、「道路不法占用関係書類」に該当したと考えられ、保存期間5年と

されていたことから、保存期間の経過により廃棄済みであり、保有していないため、非開示としたとのことである。

行政文書について、保存期間が経過したことにより廃棄することは通常の対応であるため、文書48が存在しないという実施機関の説明は不自然とはいえず、その他、文書の存在を推認させるような事情も認められない。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

(7) 「⑤道路占用許可（道路掘削許可）に係る事務に関する文書」について

ア 道路占用許可（道路掘削許可）に係る事務について

横浜市では、横浜市道路占用規則（昭和32年3月横浜市規則第17号。以下「占用規則」という。）に基づき、道路占用許可に係る事務を行っている。

占用規則では、占用の許可、占用許可の基準、占用許可の更新、占用物件の適正管理等について規定しており、道路占用許可に当たっては、申請書を各区土木事務所又は道路局道路部管理課に提出することとしている。占用物件の種類によって申請書の提出先は異なっており、看板や足場等は各区土木事務所、地下街や歩道橋等は道路局道路部管理課が提出先となっている。

占用許可に当たっては、申請者からの申請に基づき、道路占用許可書を交付している。また、占用許可を更新する場合、申請後に許可書を交付し、期間を更新している。

なお、路面の掘削を伴う復旧工事については、横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書（昭和58年4月1日制定）に基づき復旧工事を行ってもらう。

イ 道路占用許可（道路掘削許可）に係る事務に関する審査請求文書について

道路占用許可（道路掘削許可）に係る事務に関する審査請求文書は、別表1の「文書に係る事務」欄に「道路占用許可に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。

ウ 道路占用許可（道路掘削許可）に係る事務に関する審査請求文書を対象行政文書と特定したことの妥当性について

実施機関における対象行政文書の特定については、(3)ウで述べたのと同様であり、対象行政文書の特定は不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。

エ 文書49から文書52までについて

文書49から文書52までは、先例答申における対象行政文書と同一であり、先例

答申においては、本件処分と同内容の処分を妥当と判断している。また、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

(8) 「⑥道路損傷（原状回復命令）に係る事務に関する文書」について

ア 道路損傷（原状回復命令）に係る事務について

旭土木事務所では、道路法（昭和27年法律第180号）第42条に基づく道路施設の点検（日々の道路監察や年1回行う管内徒歩パトロール）や市民の方からの通報により把握した道路施設の損傷箇所について、迅速に道路の維持や補修を行っている。

また、第三者による道路の損傷については、横浜市道路損傷等事務取扱要綱（昭和48年2月1日制定）及び横浜市道路損傷等事務取扱要綱運用基準（昭和48年2月1日制定）に基づき、道路損傷（原状回復命令）に係る事務を処理している。

道路施設に損傷を与えた原因者には、道路損傷等に係る負担金の徴収及び督促等に関する事務処理要領（昭和48年8月31日制定）に則り、道路損傷補修工事設計基準（昭和48年8月31日制定）に基づき算出された復旧工事に係る費用を負担してもらう。

なお、路面の掘削を伴う復旧工事については、横浜市道路掘削復旧工事標準仕様書に基づき復旧工事を行ってもらう。

イ 道路損傷（原状回復命令）に係る事務に関する審査請求文書について

道路損傷（原状回復命令）に係る事務に関する審査請求文書は、別表1の「文書に係る事務」欄に「道路損傷に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。

ウ 道路損傷（原状回復命令）に係る事務に関する審査請求文書を対象行政文書と特定したことの妥当性について

実施機関における対象行政文書の特定については、(3)ウで述べたのと同様であり、対象行政文書の特定は不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。

エ 文書53及び文書54について

文書53及び文書54は、先例答申における対象行政文書と同一であり、先例答申においては、本件処分と同内容の処分を妥当と判断している。また、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

(9) 「⑦道路改良事業に係る事務に関する文書」について

ア 道路改良事業に係る事務について

横浜市では、市民生活に密着した地域の道路で、市民生活や公共交通機関の利便性の向上を図るため、車道の拡幅や歩道の整備による渋滞の解消、交差点改良によるボトルネックの解消等、道路の改良事業を行っている。

イ 道路改良事業に係る事務に関する審査請求文書について

道路改良事業に係る事務に関する審査請求文書は、別表1の「文書に係る事務」欄に「道路改良事業に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。

ウ 道路改良事業に係る事務に関する審査請求文書を対象行政文書と特定したことの妥当性について

実施機関における対象行政文書の特定については、(3)ウで述べたのと同様であり、対象行政文書の特定は不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。

エ 文書55について

文書55は、先例答申における対象行政文書と同一であり、先例答申においては、本件処分と同内容の処分を妥当と判断している。また、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

(10) 「⑧用地取得に係る事務に関する文書」について

ア 用地取得に係る事務について

用地取得とは、土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法律により土地等を収用し、又は使用することができる事業に必要な土地等の取得又は土地等の使用に伴う損失の補償をすることをいう。

具体的には公共事業（道路の新設や拡幅整備等）の実現のために、地権者から土地の譲渡を受けたり、建物等の物件の移転を進める事務をいう。

用地取得に係る事務には、(1)事業の説明、(2)用地測量、(3)用地補償の説明、(4)土地・建物などの調査、(5)補償額の算定、(6)補償額の提示、(7)契約の締結・登記の申請・建物等の移転・土地の引渡し及び(8)補償金の支払いがある。

これらの事務は、土地収用法、都市計画法（昭和43年法律第100号）、道路法等の法律に基づき、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱等を定めて行われている。

イ 用地取得に係る事務に関する審査請求文書について

用地取得に係る事務に関する審査請求文書は、別表1の「文書に係る事務」欄に「用地取得に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。

ウ 用地取得に係る事務に関する審査請求文書を対象行政文書と特定したことの妥当性について

実施機関における対象行政文書の特定については、(3)ウで述べたのと同様であり、対象行政文書の特定は不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。

エ 文書56について

文書56は、先例答申における対象行政文書と同一であり、先例答申においては、本件処分と同内容の処分を妥当と判断している。また、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

(11) 「⑨行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関する文書」について

ア 行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務について

横浜市では、情報公開条例を制定し、市民の知る権利の尊重と、市の市政に関する説明責務を明記するとともに、行政文書の開示を求める権利を広く何人にも保障している。また、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）を制定し、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることを定めている。

実施機関は、請求のあった行政文書及び保有個人情報について、原則として請求日の翌日から14日以内に開示するかどうかの決定を行い、請求者にその内容を通知している。また、開示請求に係る行政文書及び保有個人情報は、原則として開示するが、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報など、情報公開条例第7条第2項各号及び個人情報保護条例第22条各号に掲げる情報については、開示しないことができる。

イ 行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関する審査請求文書について

行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関する審査請求文書は、別表1の「文書に係る事務」欄に「開示請求に係る事務」と記載があるものに対応する審査請求文書である。

ウ 行政文書及び保有個人情報の開示請求に係る事務に関する審査請求文書を対象行政文書と特定したことの妥当性について

実施機関における対象行政文書の特定については、(3)ウで述べたのと同様であり、対象行政文書の特定は不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。

エ 文書57への情報公開条例第17条第3項の適用について

情報公開条例第17条第3項では、「この条例の規定は、市立図書館その他これに類する市の施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等については、適用しない。」と規定している。

文書57は横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）であり、実施機関は、情報公開条例の適用外の文書と説明している。当該規則は、「横浜市例規集」に収録され、横浜市立図書館や市民情報センターに配架されていることから、情報公開条例の適用外の文書であることが認められる。

したがって、実施機関の説明は是認できる。

(12) 付言

ア 本件各処分のうち、文書16に係る決定通知書では、非開示とする部分の概要において事件記録符号及び番号についての記載がなく、文書17に係る決定通知書では、非開示とする部分の概要において個人が推測される情報及び弁護士印の印影についての記載がなく、不十分であった。

また、文書28から文書30までに係る弁明書において、非開示決定の理由を説明する箇所で、先例答申と同様の判断をしたとする記載が有るにもかかわらず、当該先例答申では、改めて開示、非開示の決定をすべきとする内容になっていたものがあり、弁明書の説明が不正確であった。

イ 実施機関においては、個人情報の一部又は全部を開示しない場合には、開示しないこととする根拠規定及び当該決定をする根拠等について、弁明書も含めて正確に記載する等適正に対応することを望むものである。

(13) その他

ア 審査請求人は、実施機関が偽造文書により、開示を実施している旨主張している。その意味するところは明確ではないが、そもそも偽造した事実は確認できなかったし、仮に情報公開条例に基づき開示、非開示等を判断し、その結果非開示

とした部分について、黒く塗抹して開示の対応を行うことを偽造というのであれば、その主張は全く採用することはできない。また、開示された文書の内容が審査請求人の主張に整合していないとしても、そのことによって審査請求人の主張に整合する他の文書を実施機関が隠蔽していることになるものではないし、そもそも当審査会は、審査請求人の土地所有権の有無や個別の文書に記載された内容の真偽について判断する権能を有する機関ではない。

イ 審査請求人は、同一の行政文書が特定されることが明らかであるにもかかわらず何度も繰り返して同様の開示請求等を行い、また、同一の行政文書について開示決定等の期限が到来する前や開示予定日より前に新たな開示請求等を行う、現に審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について特段の事情の変化が生じていないにも関わらず新たな開示請求を行うなど、開示請求権の行使に当たり不適切な行為を繰り返し行っている。このような行為は、実施機関の本来の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたすものと考えられる。情報公開制度は、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではないが、制度本来の趣旨に照らして社会的な相当性を欠くような請求を行ってはならないことからすれば、審査請求人による前述の行為については、適切な権利行使であるとは到底いえない。

ウ 実施機関においては、上記趣旨を踏まえ、情報公開条例の適正な運用を求めるものである。

(14) 結論

以上のとおり、実施機関が行った別表2から別表4までに記載している本件各処分は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

別表1

答申番号	文書に係る事務	審査請求文書	略称	文書の概要	決定内容	対象別表
2242	道水路等の境界調査に係る事務	1 旭区白根乙地の地籍図(公図写)	文書58	1 昭和44年2月作成の旭区白根乙地に係る地籍図	開示	別表2
2242	道水路等の境界調査に係る事務	2 道路台帳区域線図(旭区白根乙地の一部)	文書59	2 旭区白根乙地に係る道路台帳区域線図	開示	別表2
2243	道水路等の境界調査に係る事務	1 不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について(回答)旭土第2036号	文書16	1 不法行為等による慰謝料請求事件に関する被告弁護士からの照会に関して、旭土木事務所所管業務に関連する事項について回答した文書	一部開示	別表3
2243	道水路等の境界調査に係る事務	2 道水路境界復元について(伺)218冊の10号	文書20	2 道水路境界復元に必要な、道水路等境界調査申請書、承諾書、道水路等境界明示図・復元図(案)等の書類	一部開示	別表3
2244	道水路等の境界調査に係る事務	1 開示請求書(平成27年6月26日1)請求内容②昭和40年6月5日横浜市告示第110号で横浜市の道路となっている。確認文書原議写し交付。	文書27	1 昭和40年6月5日横浜市告示第110号で横浜市の道路となっていることを確認できる文書	非開示	別表4
2244	横浜市が管理する道路上の不法占有物件に係る事務	2 開示請求書(平成27年6月26日3)請求内容④19年注意書を発出したことを、受取人に逆に注意され謝罪した際の発出文書の原議写し。	文書46	2 平成19年に実施機関から受取人に対し、発出したとされる謝罪した際の発出文書を交付することを決定した決裁文書	非開示	別表4
2245	横浜市が管理する道路上の不法占有物件に係る事務	開示請求書(平成27年7月21日)請求内容 3-④19年注意書を発出したことを、受取人に逆に注意され謝罪した際の発出文書の原議写し	文書46	平成19年に実施機関から受取人に対し、注意書を発出したことについて、注意書の受取人に注意されたため、実施機関から謝罪したとされる際の発出文書を交付することを決定した決裁文書	非開示	別表4
2246	横浜市が管理する道路上の不法占有物件に係る事務	開示請求書(平成27年8月28日)請求内容 5-④19年注意書を発出した・発出文書原議写し及び根拠資料	文書47	平成19年に実施機関から受取人に対し、注意書を発出した際の発出文書を交付することを決定した決裁文書及び注意書を発出したことに関する根拠資料	非開示	別表4
2247	横浜市が管理する道路上の不法占有物件に係る事務	開示請求書(平成27年9月24日)請求内容 5-①横浜市が平成19年発出した注意書及び注意箇所、区域、根拠記載の文書	文書48	平成19年に実施機関から受取人に対し、発出したとされる注意書並びに注意箇所、区域及び根拠記載の文書	非開示	別表4

2248	道水路等の境界調査に係る事務	旭区旭土木事務所長は、請求者の平成22年8月16日付作成書面(2・追加)3頁③に対し、原告宅地が18番杭から19番杭まで続いていたとの主張については、昭和40年6月5日以降については否認する。と横浜市建築局へ回答されたが、昭和40年6月5日以前の確認文書(原議一式)の写し。②原告が自分の宅地と主張する土地(旭区白根乙地の一部)は、昭和40年6月5日横浜市告示第110号において、横浜市の道路となっているなどと原告訴訟文書に対し虚言を言っている。その範囲を明示した文書。③旭区白根乙地の一部と回答されている。その一部が分る明示文書。	文書36	特定の個人が特定の事項について、特定年月日付で作成し、実施機関に提出したとされる書面に関する文書	非開示	別表4
2249	道水路等の境界調査に係る事務	旭区旭土木事務所長は、請求者の平成22年8月16日付作成書面(2・追加)3頁③に対し、④昭和40年6月5日横浜市告示第110号で横浜市の道路となっている。と言われた文書。⑤「昭和48年直後に開放されたことであるが、前述のとおり、道路として供用を開始している。と明示された文書。⑥旭区白根甲地の所有者より、原告の主張する18番杭から19番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいている。との承諾書。⑦当該土地は原告の土地では無く道路である。との土地ではないという証拠書⑧原告の道路では無いとされた原議文書一式。	文書37	特定の個人が特定の事項について、特定年月日付で作成し、実施機関に提出したとされる書面に関する文書	非開示	別表4
2250	道水路等の境界調査に係る事務	不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について(照会)建建道第1569号	文書17	不法行為等による慰謝料請求事件に関する被告弁護士からの照会に関して、旭区旭土木事務所所管業務に関連する事項について、照会を受けた文書	一部開示	別表3
2251	道水路等の境界調査に係る事務	不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について(回答)旭土第2036号	文書18	不法行為等による慰謝料請求事件に関する被告弁護士からの照会に関して、旭区旭土木事務所所管業務に関連する事項について、回答した文書	一部開示	別表3
2252	道水路等の境界調査に係る事務	不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について(回答)旭土第2036号	文書18	不法行為等による慰謝料請求事件に関する被告弁護士からの照会に関して、旭区旭土木事務所所管業務に関連する事項について、回答した文書	一部開示	別表3
2253	道水路等の境界調査に係る事務	「回答書について照会」(回答)旭土第4917号	文書21	不法行為等による慰謝料請求事件に係る弁護士からの照会に対して回答した内容に対し、審査請求人から照会を受けて回答した文書	一部開示	別表3

2266	道水路等の境界調査に係る事務	道水路境界復元について(伺)218冊10号	文書20	道水路境界復元に必要な、道水路等境界調査申請書、承諾書、道水路等境界明示図・復元図(案)等の書類	一部開示	別表3
2267	道水路等の境界調査に係る事務	道水路境界復元について(伺)218冊10号	文書20	道水路境界復元に必要な、道水路等境界調査申請書、承諾書、道水路等境界明示図・復元図(案)等の書類	一部開示	別表3
2268	道水路等の境界調査に係る事務	道水路境界復元について(伺)218冊10号	文書20	道水路境界復元に必要な、道水路等境界調査申請書、承諾書、道水路等境界明示図・復元図(案)等の書類	一部開示	別表3
2269	道水路等の境界調査に係る事務	道水路境界復元について(伺)218冊10号	文書20	道水路境界復元に必要な、道水路等境界調査申請書、承諾書、道水路等境界明示図・復元図(案)等の書類	一部開示	別表3
2270	道水路等の境界調査に係る事務	道水路境界復元について(伺)218冊10号	文書20	道水路境界復元に必要な、道水路等境界調査申請書、承諾書、道水路等境界明示図・復元図(案)等の書類	一部開示	別表3
2271	道水路等の境界調査に係る事務	道水路境界復元について(伺)218冊10号	文書20	道水路境界復元に必要な、道水路等境界調査申請書、承諾書、道水路等境界明示図・復元図(案)等の書類	一部開示	別表3
2272	道水路等の境界調査に係る事務	道水路境界復元について(伺)218冊10号	文書20	道水路境界復元に必要な、道水路等境界調査申請書、承諾書、道水路等境界明示図・復元図(案)等の書類	一部開示	別表3
2273	道水路等の境界調査に係る事務	道水路境界復元について(伺)218冊10号	文書20	道水路境界復元に必要な、道水路等境界調査申請書、承諾書、道水路等境界明示図・復元図(案)等の書類	一部開示	別表3
2274	道水路等の境界調査に係る事務	1 道水路境界復元について(伺)218冊10号	文書20	1 道水路境界復元に必要な、道水路等境界調査申請書、承諾書、道水路等境界明示図・復元図(案)等の書類	一部開示	別表3
2274	道水路等の境界調査に係る事務	2 道水路境界指示について(報告)13冊16号	文書24	2 道水路境界復元に必要な、道水路等境界調査申請書、承諾書、道水路等境界明示図・復元図(案)等の書類	一部開示	別表3
2275	道水路等の境界調査に係る事務	道水路境界復元について(伺)278冊8号	文書22	道水路境界復元に必要な、道水路等境界調査申請書、承諾書、道水路等境界明示図・復元図(案)等の書類	一部開示	別表3
2276	道水路等の境界調査に係る事務	1項の場所を撮影しパソコンに保管されている写真	文書26	1項の場所を撮影しパソコンに保管されている写真(平成27年5月19日現地調査時写真)	一部開示	別表3

2277	道水路等の境界調査に係る事務	不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について(回答)旭土第2036号	文書18	不法行為等による慰謝料請求事件に関する被告弁護士からの照会に関して、旭区旭土木事務所所管業務に関連する事項について、回答した文書	一部開示	別表3
2278	道水路等の境界調査に係る事務	1 不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について(回答)旭土第2036号	文書18	1 不法行為等による慰謝料請求事件に関する被告弁護士からの照会に関して、旭区旭土木事務所所管業務に関連する事項について、回答した文書	一部開示	別表3
2278	道水路等の境界調査に係る事務	2 不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について(回答)原議旭土第2036号	文書19	2 1文書の原義	一部開示	別表3
2279	狭あい道路拡幅整備事業に係る事務	狭あい道路拡幅整備事業の施工に伴う土地使用承諾について(平成17年6月6日旭土第2416号)	文書38	平成17年に作成された旭区白根丙地を対象区域に含む狭あい道路拡幅整備事業の施工に伴う土地使用承諾に関する、承諾書、〇〇、事業対象区域の土地に係る公図の写し等の書類	一部開示	別表3
2280	道水路等の境界調査に係る事務	不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について(照会)建建道第1569号	文書17	不法行為等による慰謝料請求事件に関する被告弁護士からの照会に関して、旭区旭土木事務所所管業務に関連する事項について、照会を受けた文書	一部開示	別表3
2281	道水路等の境界調査に係る事務	不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について(照会)建建道第1569号	文書17	不法行為等による慰謝料請求事件に関する被告弁護士からの照会に関して、旭区旭土木事務所所管業務に関連する事項について、照会を受けた文書	一部開示	別表3
2282	道路幅員証明に係る事務	道路幅員証明願	文書41	車庫の前面道路の幅員を示した書類	一部開示	別表3
2283	道水路等の境界調査に係る事務	要望事項への対応について(回答)旭土第4140号	文書25	要望事項への対応について、回答した文書	一部開示	別表3
2284	道水路等の境界調査に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、⑧「既に道路として供用を開始している。と虚偽回答した。②供用土地範囲を明示した文書。」に係る部分	文書1	既に道路として供用を開始している供用土地範囲を明示した文書	非開示	別表4
2284	道水路等の境界調査に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、⑬「旭土木事務所は甲地所有者から18番杭と19番杭間を道路だと承諾していると回答した。③表示図と同一書面に記載された承諾書。」に係る部分	文書2	甲地所有者から18番杭と19番杭間を道路だと承諾していると回答した表示図と同一書面に記載された承諾書	非開示	別表4
2284	道水路等の境界調査に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、⑮「横浜市旭区白根甲地の所有者は「昭和48年直後、既に道路として供用を開始している。」と非事実を虚言に捏造し回答した。②昭和48年直後の道路位置を明示した文書。」に係る部分	文書3	横浜市旭区白根甲地の所有地は昭和48年直後、既に道路として供用を開始しており、昭和48年直後の道路位置を明示した文書	非開示	別表4

2284	道水路等の境界調査に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、㉓「国土調査法(昭和26年法律第160号)(以下「同法」という。)第7条による調査実施告示。昭和43年8月24日横浜市告示第177号 調査期間昭和43年9月24日から昭和44年3月31日に基づき算出したと言われる。④「三斜測量実測図。」に係る部分	文書4	国土調査法第7条による調査期間昭和43年9月24日から昭和44年3月31日に基づき算出した三斜測量実測図	非開示	別表4
2284	道水路等の境界調査に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、㉗「横浜市旭区白根甲地号敷地に対する②壬地地積表。」に係る部分	文書5	横浜市旭区白根甲地号敷地に対する壬地の地積表	非開示	別表4
2284	道水路等の境界調査に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、㉘「横浜市旭区白根甲地号敷地に対する、平成10年7月31日施行の戊地と丙地・甲地間の地積表」に係る部分	文書6	横浜市旭区白根甲地号敷地に対する、平成10年7月31日施行の戊地と丙地・甲地間の地積表	非開示	別表4
2284	道水路等の境界調査に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、㉙「横浜市旭区白根甲地号敷地に対する⑥甲地と丙地間の昭和43年、平成4年、平成10年及び平成18年の三斜実測図と地積表。」に係る部分	文書7	横浜市旭区白根甲地号敷地に対する甲地と丙地間の昭和43年、平成4年、平成10年及び平成18年の三斜実測図と地積表	非開示	別表4
2284	道水路等の境界調査に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、㉚「写真は2枚とも同じ境界標の被写体である。①旭土木事務所が何処の地点が基準点となり地籍として積算表に該当されるとした文書。」に係る部分	文書8	写真2枚に写る同じ境界標は旭土木事務所が何処の地点を基準点に地籍として積算表にした文書	非開示	別表4
2284	道水路等の境界調査に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、㉛「写真は2枚とも同じ境界標の被写体である③私有地に20、21境界杭を設置し、国土調査に基づいたと3,844㎡搾取しているが、算出した文書原議一式。」に係る部分	文書9	写真2枚に写る同じ境界標は私有地に20、21境界杭を設置し、国土調査に基づき3,844㎡を算出した文書原議一式	非開示	別表4
2284	道水路等の境界調査に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、53(㉞丸数字)「国土調査法(昭和26年法律第160号)(以下「同法」という。)第7条による調査実施告示。昭和43年8月24日横浜市告示第177号調査期間昭和43年9月24日から昭和44年3月31日に関し作成されたと言われる、道水路等境界明示図実測図。」に係る部分	文書10	国土調査法第7条による調査期間昭和43年9月24日から昭和44年3月31日に関し作成された道水路等境界明示図実測図	非開示	別表4
2285	道水路等の境界調査に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、㉜「旭土木事務所は甲地所有者から18番杭と19番杭間を道路だと承諾していると回答した。②18杭及び19番杭は甲地の所有ではない。」に係る部分	文書11	旭土木事務所は甲地所有者から18番杭と19番杭間を道路だと承諾していると回答した。②18杭及び19番杭は甲地の所有ではない、と記述されている文書	非開示	別表4

2286	開示請求に係る事務	横浜市区役所事務分掌規則	文書57	旭土木事務所が行う事務が記述されている文書	非開示	別表4
2287	横浜市が管理する道路上の不法占有物件に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、①「平成19年1月29日付にて、白根突地は道路だと「注意書」が、旭土木所長名にて送付された。①「注意書」」に係る部分	文書42	旭土木所長名で平成19年1月29日付にて、白根突地は道路だと記述された注意書	非開示	別表4
2287	横浜市が管理する道路上の不法占有物件に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、②「平成19年1月29日付にて、白根突地は道路だと「注意書」が、旭土木所長名にて送付された。②文書立案し決裁された文書、」に係る部分	文書43	旭土木所長名で平成19年1月29日付にて、白根突地は道路だと記述された注意書の起案文書	非開示	別表4
2287	横浜市が管理する道路上の不法占有物件に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、③「平成19年1月29日付にて、白根突地は道路だと「注意書」が、旭土木所長名にて送付された。③実測図と公図。」に係る部分	文書44	旭土木所長名で平成19年1月29日付にて、白根突地は道路だと記述された注意書に添付されていた実測図と公図	非開示	別表4
2287	横浜市が管理する道路上の不法占有物件に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、52(㊦丸数字)「平成19年1月29日付、白根突地あてた「注意書」」に係る部分	文書45	平成19年1月29日付で白根突地にあてた注意書	非開示	別表4
2288	道水路等の境界調査に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、②「国土調査法(昭和26年法律第160号)(以下「同法」という。)第7条による調査実施告示。昭和43年8月24日横浜市告示第177号調査期間昭和43年9月24日から昭和44年3月31日に基づき算出したと言われる。①道水路等境界明示図、」に係る部分	文書12	国土調査法第7条による調査機関昭和43年9月24日から昭和44年3月31日に基づき算出した道水路等境界明示図	非開示	別表4
2288	道水路等の境界調査に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、②「国土調査法(昭和26年法律第160号)(以下「同法」という。)第7条による調査実施告示。昭和43年8月24日横浜市告示第177号調査期間昭和43年9月24日から昭和44年3月31日に基づき算出したと言われる。②復元図、」に係る部分	文書13	国土調査法第7条による調査機関昭和43年9月24日から昭和44年3月31日に基づき算出した復元図	非開示	別表4
2289	道水路等の境界調査に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、④「平成22年道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します・承諾書に記名押印又は署名をいただきます。と表示図へ承諾押印された三斜実測図。」に係る部分	文書28	平成22年道路境界確定区間延伸事業施行に伴い作成した表示図へ承諾押印された三斜実測図	非開示	別表4
2290	道水路等の境界調査に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、④「平成22年道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します・承諾書に記名押印又は署名をいただきます。と表示図へ承諾押印された三斜実測図。」に係る部分	文書28	平成22年道路境界確定区間延伸事業施行に伴い作成した表示図へ承諾押印された三斜実測図	非開示	別表4
2291	道水路等の境界調査に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、③「写真は2枚とも同じ境界標の被写体である②国土調査に基づいていると、」に係る部分	文書14	写真は2枚とも同じ境界標の被写体である②国土調査に基づいていると、記述されている文書	非開示	別表4

2292	道路幅員証明に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、㉔「幅員証明願取扱規程。」に係る部分	文書40	幅員証明願取扱規程	非開示	別表4
2293	道路占用許可に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、㉕「道路法第36条による道路占用許可関係書類原議。」に係る部分	文書49	道路法36条による道路占用許可関係書類原議	非開示	別表4
2293	道路占用許可に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、㉖「道路占用許可関係原議。」に係る部分	文書50	道路占用許可関係書類原議	非開示	別表4
2293	道路占用許可に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、㉗「土地使用関係原議。」に係る部分	文書51	土地使用関係原議	非開示	別表4
2294	道路占用許可に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、㉘「道路ホツサク着手竣工届け書類原議。」に係る部分	文書52	道路掘削許可着手竣工届け書類原議	非開示	別表4
2295	道路損傷に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、㉙「道路損傷処理関係書類原議。」に係る部分	文書53	道路損傷処理関係書類原議	非開示	別表4
2296	道路損傷に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、㉚「原状回復命令事務(指令番号簿)原議。」に係る部分	文書54	原状回復命令事務(指令番号簿)原議	非開示	別表4
2297	道路改良事業に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、㉛「道路改良事業に係る計画関係書類原議。」に係る部分	文書55	道路改良事業に係る計画関係書類原議	非開示	別表4
2298	用地取得に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、㉜「1項の導水路用地取得関係書類原議。」に係る部分	文書56	導水路用地取得関係書類原議	非開示	別表4
2299	道水路等の境界調査に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、54(㉞丸数字)「道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します」と実施後に作成した承諾書。」に係る部分	文書29	道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査の実施後に作成した承諾書	非開示	別表4

2300	道水路等の境界調査に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、54(㊦丸数字)「道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します」と実施後に作成した承諾書。」に係る部分	文書29	道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査の実施後に作成した承諾書	非開示	別表4
2301	道水路等の境界調査に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、55(㊦丸数字)「旭区白根癸地先と称し平成22年、横浜市道路境界確定区間延伸事業を実施前後の写真と実施完了後の測量図、地積図、求積図。」に係る部分	文書30	旭区白根癸地において、平成22年に実施した、横浜市道路境界確定区間延伸事業実施前後の写真と実施完了後の測量図、地積図及び求積図	非開示	別表4
2302	道水路等の境界調査に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、55(㊦丸数字)「旭区白根癸地先と称し平成22年、横浜市道路境界確定区間延伸事業を実施前後の写真と実施完了後の測量図、地積図、求積図。」に係る部分	文書30	旭区白根癸地において、平成22年に実施した、横浜市道路境界確定区間延伸事業実施前後の写真と実施完了後の測量図、地積図及び求積図	非開示	別表4
2303	道水路等の境界調査に係る事務	平成28年2月9日付開示請求書のうち、56(㊦丸数字)「東側を計測し、南側に託けたが道水路等の境界調査実施前の写真と公図及び調査完了後の写真と公図及び測量図、地積図、求積図。」に係る部分	文書15	東側及び南側を計測した道水路等の境界調査実施前の写真及び公図、調査完了後の写真、公図、測量図、地積図及び求積図	非開示	別表4
2304	道水路等の境界調査に係る事務	旭土木事務所長は、乙地移譲道路と被接地の甲地私有地を道路だと承諾の署名押印を得たと書き込みの偽造を施しているが、求積図及び道路表示図が同一記載された承諾書原議一式の写し	文書31	特定の個人が特定の場所が道路であることについて、実施機関に提出したとされる署名押印のある承諾書面に関する文書	非開示	別表4
2305	道水路等の境界調査に係る事務	「国調地籍図K342-3の復元①(調査年月日平成17年4月28日)に活用した公式基準点を明示した写真及び文書。②「承諾署名が表示図と同一書に記載された承諾書の原議一式」の写しの開示を郵送により希望す。」のうち「①「写真」」に係る部分	文書32	平成17年4月28日に国調地籍図K342-3を活用して道水路境界調査図を作成したときに撮影したとされる公式基準点の写真	非開示	別表4
2306	道水路等の境界調査に係る事務	「国調地籍図K342-3の復元①(調査年月日平成17年4月28日)に活用した公式基準点を明示した写真及び文書。②「承諾署名が表示図と同一書に記載された承諾書の原議一式」の写しの開示を郵送により希望す。」のうち「②「承諾署名が表示図と同一書に記載された承諾書の原議一式」」に係る部分	文書33	平成17年4月28日に国調地籍図K342-3を活用して道水路境界調査図を作成したときに併せて作成された「承諾書名が表示図と同一書に記載された承諾書」の原議一式	非開示	別表4

2307	道水路等の境界調査に係る事務	旭土木事務所は、平成10年7月31日の道水路境界調査により横浜市旭区白根甲地号の所有者から18番杭から19番杭まで道路だと承諾を得たと回答した。「承諾場所」「承諾範囲」を示す「表示図と一体になっている承諾文書」の開示を郵送により希望す。	文書34	平成10年7月31日の道水路境界調査実施時に作成されたとされる表示図と一体になっている承諾文書	非開示	別表4
2308	道水路等の境界調査に係る事務	旭土木事務所長に6月29日見せたにも関わらず同年9月、訴訟相手に文書で証明した。甲地に接した「乙地市道路部位の求積図と整合性が確認できる同一記載の表示図と承諾書原議」	文書35	特定地番道路部位の求積図との整合性が確認できる同一記載の表示図と承諾書原議	非開示	別表4
2309	狭あい道路拡幅整備事業に係る事務	「「丙地と甲地私有地間面積を不明として、横浜市が登記したという文書原議一式」及び丙地と甲地間を特定建設会社に整備を依頼した文書原議一式写し」の写しを開示を郵送により希望す。」のうち「丙地と甲地間を特定建設会社に整備を依頼した文書原議一式写し」に係る部分	文書39	旭区白根丙地と甲地間の整備を特定建設会社に依頼したとされる文書原議一式	非開示	別表4
2310	道水路等の境界調査に係る事務	1 旭区白根乙地の地籍図(公図写)	文書58	1 昭和44年2月作成の旭区白根乙地に係る地籍図	開示	別表2
2310	道水路等の境界調査に係る事務	2 道路台帳区域線図(旭区白根乙地の一部)	文書59	2 旭区白根乙地に係る道路台帳区域線図	開示	別表2
2311	道水路等の境界調査に係る事務	1 旭区白根乙地の地籍図(公図写)	文書58	1 昭和44年2月作成の旭区白根乙地に係る地籍図	開示	別表2
2311	道水路等の境界調査に係る事務	2 道路台帳区域線図(旭区白根乙地の一部)	文書59	2 旭区白根乙地に係る道路台帳区域線図	開示	別表2
2312	道水路等の境界調査に係る事務	1 旭区白根乙地の地籍図(公図写)	文書58	1 昭和44年2月作成の旭区白根乙地に係る地籍図	開示	別表2
2312	道水路等の境界調査に係る事務	2 道路台帳区域線図(旭区白根乙地の一部)	文書59	2 旭区白根乙地に係る道路台帳区域線図	開示	別表2
2313	道水路等の境界調査に係る事務	1 旭区白根乙地の地籍図(公図写)	文書58	1 昭和44年2月作成の旭区白根乙地に係る地籍図	開示	別表2
2313	道水路等の境界調査に係る事務	2 道路台帳区域線図(旭区白根乙地の一部)	文書59	2 旭区白根乙地に係る道路台帳区域線図	開示	別表2
2314	道水路等の境界調査に係る事務	1 旭区白根乙地の地籍図(公図写)	文書58	1 昭和44年2月作成の旭区白根乙地に係る地籍図	開示	別表2

2314	道水路等の境界調査に係る事務	2 道路台帳区域線図(旭区白根乙地の一部)	文書59	2 旭区白根乙地に係る道路台帳区域線図	開示	別表2
2315	道水路等の境界調査に係る事務	1 旭区白根乙地の地籍図(公図写)	文書58	1 昭和44年2月作成の旭区白根乙地に係る地籍図	開示	別表2
2315	道水路等の境界調査に係る事務	2 道路台帳区域線図(旭区白根乙地の一部)	文書59	2 旭区白根乙地に係る道路台帳区域線図	開示	別表2
2316	道水路等の境界調査に係る事務	1 旭区白根乙地の地籍図(公図写)	文書58	1 昭和44年2月作成の旭区白根乙地に係る地籍図	開示	別表2
2316	道水路等の境界調査に係る事務	2 道路台帳区域線図(旭区白根乙地の一部)	文書59	2 旭区白根乙地に係る道路台帳区域線図	開示	別表2
2317	道水路等の境界調査に係る事務	1 旭区白根乙地の地籍図(公図写)	文書58	1 昭和44年2月作成の旭区白根乙地に係る地籍図	開示	別表2
2317	道水路等の境界調査に係る事務	2 道路台帳区域線図(旭区白根乙地の一部)	文書59	2 旭区白根乙地に係る道路台帳区域線図	開示	別表2
2318	道水路等の境界調査に係る事務	1 旭区白根乙地の地籍図(公図写)	文書58	1 昭和44年2月作成の旭区白根乙地に係る地籍図	開示	別表2
2318	道水路等の境界調査に係る事務	2 道路台帳区域線図(旭区白根乙地の一部)	文書59	2 旭区白根乙地に係る道路台帳区域線図	開示	別表2
2319	道水路等の境界調査に係る事務	1 旭区白根乙地の地籍図(公図写)	文書58	1 昭和44年2月作成の旭区白根乙地に係る地籍図	開示	別表2
2319	道水路等の境界調査に係る事務	2 道路台帳区域線図(旭区白根乙地の一部)	文書59	2 旭区白根乙地に係る道路台帳区域線図	開示	別表2

別表2 開示決定をした案件

請求 No.	答申 番号	開示請求書記載の行政文書	決定通知日	決定内容	諮問日	決定通知書記載の行政文書	請求人の主な請求趣旨
				適用条項等		非開示情報	実施機関の主な説明要旨
1	2242	※別紙のとおり。	27. 8. 20	全部開示	28. 12. 28	1 旭区白根乙地の地籍図（公図写） 2 道路台帳区域線図（旭区白根乙地の一部）	平成 28 年 12 月 1 日に開示されることになった実施機関の隠蔽による遅延開示。
				情報公開条例第 10 条第 1 項		-	開示請求書の記載から左記の文書 1 及び文書 2 を特定し開示決定した。
2	2310	平成 27 年 4 月 16 日付建建道第 66 号にて、F 横浜市建築局建築指導部長からの返書に道があることを謳っているが、道路が無いから「公道行き止まり」と道路局土木事務所の表示塔も有り、平成 4 年当時、道路が無いことを F 横浜市建築局建築指導部長は担当し、石垣と板塀で出来た私有地と承知して金融公庫へ資料を送付しているが、「何処に道路区域があるのか論拠文書の写しの開示を請求する。	29. 5. 15	開示	30. 2. 20	1 旭区白根乙地の地籍図（公図写） 2 道路台帳区域線図（旭区白根乙地の一部）	請求外機関が平成 29 年 5 月 15 日付で唐突に行った処分を取り消し、請求書記載通り F 名にて举行了原議一式の写しを請求先機関から開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 1 項		-	審査請求人は、旭区白根甲地南側の土地について、どこからどこまでが道路であるかが分かる文書の開示を求めていると解され、道路の区域を示す文書は道路台帳区域線図であり、地籍図（公図）と併せ見ることによって道路の区域が明らかとなることから、この 2 つを特定した。
3	2311	旭土木事務所長は、丙地と戊地県有地との境界線と甲地間は私有地にも関わらず、昭和 40 年 6 月 5 日から供用道路になっていると近隣や横浜市建築局他、白根町内会へ虚偽吹聴した上に、訴訟相手に証明書を交付している。「供用道路を明示した文書」の開示を郵送により希望す。	29. 6. 5	開示	30. 2. 20	1 旭区白根乙地の地籍図（公図写） 2 道路台帳区域線図（旭区白根乙地の一部）	平成 29 年 4 月 10 日に請求した文書の開示を拒んだ内容である上に、36 日経過後の平成 29 年 6 月 5 日付にて行った処分を取り消し、平成 27 年 5 月 19 日に調査をした現況に則した正当文書にされた上で原議一式の写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 1 項		-	審査請求人は、旭区白根甲地南側の土地について、どこからどこまでが道路であるかが分かる文書の開示を求めていると解され、道路の区域を示す文書は道路台帳区域線図であり、地籍図（公図）と併せ見ることによって道路の区域が明らかとなることから、この 2 つを特定した。

4	2312	<p>貴所が、旭区白根乙地の一部は何処に存るか。始終点の論拠を明示した文書写しの開示。</p> <p>又導水路調査の時になったなどとも言われるが双方の文書原議の写しの開示。</p>	29. 6. 19	開示	30. 2. 20	<p>1 旭区白根乙地の地籍図（公図写）</p> <p>2 道路台帳区域線図（旭区白根乙地の一部）</p>	<p>特定した文書を開示せず、確定表示図の無い承諾書。土地承諾した印鑑証明書も無い文書で非該当の偽造箇所もある文書であることを請求人に指摘されているにもかかわらず、同文書8件・通を平成29年6月19日付にて行った処分を取り消し、請求書記載通り文書の原議一式写しの開示を求める。</p>
				情報公開条例第10条第1項			-
5	2313	<p>貴所は国土調査で道路になったなどと虚言を言われるが、何処から何処までが道路になったのか文書の開示。</p>	29. 6. 19	開示	30. 2. 20	<p>1 旭区白根乙地の地籍図（公図写）</p> <p>2 道路台帳区域線図（旭区白根乙地の一部）</p>	<p>特定した文書を開示せず、確定表示図の無い承諾書。土地承諾した印鑑証明書も無い文書で非該当の偽造箇所もある文書であることを請求人に指摘されているにもかかわらず、同文書8件・通を平成29年6月19日付にて行った処分を取り消し、請求書記載通り文書の原議一式写しの開示を求める。</p>
				情報公開条例第10条第1項			-
6	2314	<p>貴所が、当該土地（甲地）は原告の土地ではなく道路である。についての論拠文書の写しの開示。</p>	29. 6. 19	開示	30. 2. 20	<p>1 旭区白根乙地の地籍図（公図写）</p> <p>2 道路台帳区域線図（旭区白根乙地の一部）</p>	<p>特定した文書を開示せず、確定表示図の無い承諾書。土地承諾した印鑑証明書も無い文書で非該当の偽造箇所もある文書であることを請求人に指摘されているにもかかわらず、同文書8件・通を平成29年6月19日付にて行った処分を取り消し、請</p>

							求書記載通り文書の原議一式写しの開示を求める。
				情報公開条例第10条第1項		-	審査請求人は、旭区白根甲地南側の土地について、どこからどこまでが道路であるかが分かる文書の開示を求めていると解され、道路の区域を示す文書は道路台帳区域線図であり、地籍図（公図）と併せ見ることから、この2つを特定した。
7	2315	貴所は、道路の無い私有地のところに1.6mの道路が有るなどと虚言、区域は何処から、存する位置は何処に位置するのか論拠文書の写しの開示	29.6.19	開示	30.2.20	1 旭区白根乙地の地籍図（公図写） 2 道路台帳区域線図（旭区白根乙地の一部）	特定した文書を開示せず、確定表示図の無い承諾書。土地承諾した印鑑証明書も無い文書で非該当の偽造箇所もある文書であることを請求人に指摘されているにもかかわらず、同文書8件・通を平成29年6月19日付にて行った処分を取り消し、請求書記載通り文書の原議一式写しの開示を求める。
				情報公開条例第10条第1項		-	審査請求人は、旭区白根甲地南側の土地について、どこからどこまでが道路であるかが分かる文書の開示を求めていると解され、道路の区域を示す文書は道路台帳区域線図であり、地籍図（公図）と併せ見ることから、この2つを特定した。
8	2316	原告宅地が18番杭から19番杭まで続いていたとの主張については、昭和40年6月5日以降については否認する。否認の論拠となる文書の写しの開示。	29.6.19	開示	30.2.20	1 旭区白根乙地の地籍図（公図写） 2 道路台帳区域線図（旭区白根乙地の一部）	特定した文書を開示せず、確定表示図の無い承諾書。土地承諾した印鑑証明書も無い文書で非該当の偽造箇所もある文書であることを請求人に指摘されているにもかかわらず、同文書8件・通を平成29年6月19日付にて行った処分を取り消し、請求書記載通り文書の原議一式写しの開示を求める。

				情報公開条例第10条第1項		-	審査請求人は、旭区白根甲地南側の土地について、どこからどこまでが道路であるかが分かる文書の開示を求めていると解され、道路の区域を示す文書は道路台帳区域線図であり、地籍図（公図）と併せ見ることで道路の区域が明らかとなることから、この2つを特定した。
9	2317	貴所主張の、横浜市告示第110号において、横浜市の道路となっている。について論拠の写しの開示。	29.6.19	開示	30.2.20	1 旭区白根乙地の地籍図（公図写） 2 道路台帳区域線図（旭区白根乙地の一部）	特定した文書を開示せず、確定表示図の無い承諾書。土地承諾した印鑑証明書も無い文書で非該当の偽造箇所もある文書であることを請求人に指摘されているにもかかわらず、同文書8件・通を平成29年6月19日付にて行った処分を取り消し、請求書記載通り文書の原議一式写しの開示を求める。
				情報公開条例第10条第1項		-	審査請求人は、旭区白根甲地南側の土地について、どこからどこまでが道路であるかが分かる文書の開示を求めていると解され、道路の区域を示す文書は道路台帳区域線図であり、地籍図（公図）と併せ見ることで道路の区域が明らかとなることから、この2つを特定した。
10	2318	既に昭和40年6月5日から道路として供用を開始している。とは貴所の虚言であるが、論拠となる文書の写しの開示。	29.6.19	開示	30.2.20	1 旭区白根乙地の地籍図（公図写） 2 道路台帳区域線図（旭区白根乙地の一部）	特定した文書を開示せず、確定表示図の無い承諾書。土地承諾した印鑑証明書も無い文書で非該当の偽造箇所もある文書であることを請求人に指摘されているにもかかわらず、同文書8件・通を平成29年6月19日付にて行った処分を取り消し、請求書記載通り文書の原議一式写しの開示を求める。
				情報公開条例第10条第1項		-	審査請求人は、旭区白根甲地南側の土地について、どこからどこまでが道路であるかが分かる文書の開示を求めていると解され、道路の区域を示す文書は道路台帳区域線図であり、地籍図（公図）と併せ見ることで道路の区域が明らかとなる

							ことから、この2つを特定した。
11	2319	貴所が、昭和40年6月5日横浜市告示第110号で、横浜市の道路となっている。については虚言。論拠の文書写しの開示	29.6.19	開示	30.2.20	1 旭区白根乙地の地籍図（公図写） 2 道路台帳区域線図（旭区白根乙地の一部）	特定した文書を開示せず、確定表示図の無い承諾書。土地承諾した印鑑証明書も無い文書で非該当の偽造箇所もある文書であることを請求人に指摘されているにもかかわらず、同文書8件・通を平成29年6月19日付にて行った処分を取り消し、請求書記載通り文書の原議一式写しの開示を求める。
				情報公開条例第10条第1項		-	審査請求人は、旭区白根甲地南側の土地について、どこからどこまでが道路であるかが分かる文書の開示を求めていると解され、道路の区域を示す文書は道路台帳区域線図であり、地籍図（公図）と併せ見ることで道路の区域が明らかとなることから、この2つを特定した。

(別紙)

1	2242	<p>建築局長は、建建道第 2633 号 (h24.1.27 付) にて「弁護士法第 23 条の 2 の第 2 項に基づき依頼があって回答した」と回答があったが、請求者の訴訟相手へ、「建基法第 42 条第 2 項による 2 項道路だ」と嘘の回答書を訴訟相手代理人へ手交し証拠書とさせた。判決は、訴訟相手の裁判費用 (420 万円) と私の分を足して、其の三分の二を支払え、他に現金 20 万円も合わせ支払えとの理不尽な判決を得た。横浜市の嘘言行政には呆れたが、下記の通り開示請求する。1. 横浜弁護士会長からの依頼書一式改廃原議。 写しの交付。 2. 横浜弁護士会の誰に (事務長とか) 手交付されたのか。手交控え簿或いは改廃原議の写しの交付。 3. 建築局長が弁護士会へ回答された回答文書一式の原議。 写しの交付。 4. 建築局長が建建道第 1677 号 (平成 22 年 9 月 2 日付) で陳述文書と合わせ、弁護士法第 23 条 2 の第 2 項により、『2 項道路か否かの照会があった』と訴訟文書を送付し返書を求めた部署一覧表の原議。 写しの交付。 (横浜市白根県営住宅敷地求積図及び写真は省略) 5. 請求者の平成 22 年 8 月 16 日付作成書面 (2・追加) 3 頁③に対し、原告宅地が 18 番杭から 19 番杭まで続いていたとの主張については、昭和 40 年 6 月 5 日以降については否認する。と横浜市建築局が回答された根拠文書及び昭和 40 年 6 月 5 日以前の確認根拠文書の原議一式。写しの交付。 6. 原告が自分の宅地と主張する土地 (旭区白根乙地の一部) は、昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示第 110 号において、横浜市の道路となっている。と虚言を言われていることについて。① 旭区白根乙地の一部と虚偽回答されている根拠原議一式。写し交付。② 昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示第 110 号で横浜市の道路となっている。確認文書原議写し交付。③ 「昭和 48 年直後に開放された。」とのことであるが、前述のとおり、既に道路として共用を開始している。の根拠文書資料一式の原議。 写しの交付。④ (旭区白根甲地) の所有者より、原告の主張する 18 番杭から 19 番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいている。の道路表示図が承諾書に記載された原議一式。交付。⑤ 当該土地は原告の土地では無く道路である。の土地ではないという証拠書及び原告の道路では無いとされた原議一式。 写しの交付。</p> <p>横浜市の道路行政に多大の功績があったと C 市長から感謝状を手交され、市長と並んでの会食時に、a 水道局長が同席し、『X さんは忙しいから出席が困難かと思っていました』と市長共々喜びの会話が有ったこと。また、親族が林文字子市長同様に特定会社の特定役職を務めた等の関係から憤りを堪えていたが、横浜市が隣家へ「X さんは 2 項道路に物置を置いている。私たちが何とかするから X さんに直接言わない方がよい」と訴訟原因の吹聴をした事が隣家の法廷陳述で発覚し、吹聴の他に下記①記載の多様な行為も明らかになった。平成 27 年 5 月 15 日付書面では、建築局長 O 殿に『平成 4 年道路審議票白根三丁目 (O 丁目) 特定番号』書の捏造部位を公図写真にて指摘した。其の上で、甲地 X 宅の官民境界杭の位置、神奈川県が横浜市に移譲した乙地道路は、甲地 X 宅の東側で写真公図の始点から終点まで幅 4m. の距離 87m であること。横浜市は神奈川県から移譲された乙地道路を供用道路として登記した通りの写真公図を記載し、建築局長の捏造では無いに対し①～⑩項目にて捏造と指摘した。建築局長からの建建道第 296 号 (h27.6.12 付) で拙い返書を拝受した。先ず、標題が違っている。16 日付では無い、15 日付である。 建築局は、平成 14 年 9 月 12 日道路後退を要する道路では無いと審査課が現認した。にも関わらず、18 年、19 年に注意書、20 年は正勧告書を送付し、未だに文書を捏造した上で、虚言にて正当を装い市民を愚弄しているが、横浜市建築行政の賄賂に集り、懈怠や改竄、捏造、偽造、虚偽虚言、隠蔽、吹聴等の体質は一日が終われば給料に結びつくことが恒常化した集団で、失態を起こすと稚拙で詭弁の架空実態を網羅した捏造文書を作成する。我が家に最長 3 時間滞在し飲み食いや夜間に訴状を取り下げてほしいと来宅した光景や捏造に励む姿。平成 27 年 3 月 9 日付開示請求に対し、開示決定等期間延長通知書 (4 月 28 日まで) の延長期間が 2 日すぎた。電話をし遅延理由は決裁が遅れている。と応答。5 月 18 日開示指定の市民情報センターに出向いた。「開示請求されていないから」と不開示。市民情報センター H 係長に文書送着確認の応答を忙しいからと拒否され、M に伝言を依頼したが未だに応答がない。旭区役所で送付済を確認をした等の中、建築局長の返書には税金ドロボーの感がする。 1.3 旭特定番号で D さんは道路後退をしているが「D さんは 3 旭特定番号で道路後退していないが今後は指導する」について、道路後退をしていないという根拠資料原議一式。写しの交付。2. 平成 20 年時の資料が、平成 4 年に作成されたとは不可思議。資料改廃原議一式写しの交付 3. 建築局が来宅した際に、建築家に依頼した年月日を聞かれたが建築局には教えなかった。当初 11 月 7 日 (月曜) に H4 の記載は無かった。平成 4 年に作成された原議一式の写し。 4. 下段の犯罪の事実はありません以降・①他署からの違反か否か相談課へ問合せ一切の写し。②平成 20 年 10 月 21 日に現認時の写真の写し、③検査係に引継いだ全ての資料の写し。④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成 14 年建築局が確認した資料等の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪したとある。謝罪行為の事実が確認できる原議。全ての写し、5. 市庁舎貴賓室での謝罪は文書通り請求する。送付文書の着否の写し。</p> <p>平成 27 年 5 月 15 日付書面、建築局長 O 殿に『平成 4 年道路審議票白根三丁目 (O 丁目) 特定番号』文書を捏造したと断言した根拠と建築局の懈怠仕事により、確認もなく勧告をした上</p>
---	------	--

に、懈怠行為を隠蔽するためとしか思えない意味不明の『平成4年道路審議票白根三丁目（〇丁目）特定番号』文書の捏造行為があった事の詳細と捏造地の歴史を教示した事へ、建築局長が建建道第337号（h27.6.18付）氏名記載せずに、本文12行の拙い返書をされたものと拝受した。然し、上述文書を道路審議票旭特定番号と改竄捏造されているが、まさに、建築局長自ら捏造の事実行為を披歴した。以下の全部の事項に対し、写しを交付のこと。① 道路審議票旭特定番号と改竄捏造された文書の原議一式。写しの交付を請求する。② 判定意見のとりとは？建築局が平成14年9月12日道路後退を要する道路では無いと審査及び12月違反対策課が現認した文書の原議一式。写しの交付。③ 図中の判定箇所とは？図を明示した上で原議一式。写しの交付。④ 19年注意書を発出したことを、受取人に逆に注意され謝罪した際の発出文書の原議写し。⑤ 2項道路として指導行いましたとは？誰にどのように指導模様の詳細原議一式。写し⑥ 平成20年10月24日付で送付に資した、相談課から引継ぎ添付し伺った文書一切の写し。⑦ 建築局長の言われる道路審議票旭特定番号は全く存在したことが無い。原議写しの交付。⑧ 2項道路と扱った土地が何処に存在するのか。特定した原議すべて。写しの交付。⑨ 道路でもない民地を、平成21年9月3日判定替えと建築局が逃れ、適当に色を塗っていると云い殴られそうになり逃げた係長がAであるが、既に平成14年審査課N、15年、18年道路課Wd、19年V I、20年道路課d、21年相談課Lと違反対策課dらが2項道路では無い。旭土木事務所（V、I）が公道行き止まりのポールを建立されている。建築局長が再調査の特定に資した方法と場所の原議一式。写し交付⑩ 道路では無いから判定替えなど要さない。判定替えの資料全て原議。写しの交付⑪ 是正勧告の取り消しを送付し、..は嘘、課長が私も被害者だよと持参した。送付しお詫びしたとは、横浜市長はどのようにお詫びしたのか。其の文書原議全て。写しの交付。「3旭特定番号で2項道路に該当箇所は道路後退をしている。」「Dさんは3旭特定番号で道路後退していないが今後は指導する」とあるが、道路後退をしていないという根拠資料原議の写し。平成20年の現況を資料としているが、平成4年に作成されたであろう原議一式の写し。私どもが建築局が来宅した際に、建築家に依頼した年月日を聞かれたが建築局には教えなかった。従って建築局はH4しか記入できない。当初11月7日（月曜）にH4の記入は無かった。⑫平成4年作成では有り得ない3旭特定番号部分行を黒くする理由が無い。原議一式の写し。

平成27年月5日付書面で、建築局長〇殿に『平成4年道路審議票白根三丁目（〇丁目）特定番号』文書は捏造と断言し、根拠として建築局の懈怠行為、隠蔽行為等についての詳細と捏造土地の経緯を教示した。ことに対し、『道路審議票旭特定番号』と8回目の捏造文書を作成した上で、建築局長は建建道第337号（h27.6.18付）氏名記載無く拙い本文12行の返書を寄せた。① 上述の通り「平成4年道路審議票白根三丁目（〇丁目）特定番号」は、平成4年に作成されたと裁判で認定されたなどと、建築局長〇殿は捏造を隠蔽し続けているが、市民情報室と結託し、請求者に道路で無く過去に家が建っていたと分かることから非開示にしると指示された経緯がある。について黒塗り部位を開示した上で正当原議一式写し。写しの交付。②

「平成4年道路審議票白根三丁目（〇丁目）特定番号」は、平成4年に作成されたと、裁判に資料の提出もせずに認定されている。」と虚言を論じているにも関わらず、今度は「道路審議票旭特定番号」と8回目の捏造文書を作成した。に対し、原議一式の写し。写しの交付③ 「平成4年道路審議票白根三丁目（〇丁目）特定番号」は、通知書を含め43枚であったが、建築局から先日電話照会があり、『裁判で認定されている資料は12枚ですね。』と確認が有った。に対し、増量資料の原議一式の写し。写しの交付。④ 建建道第1947号は43枚全てが、建築局長〇殿が平成4年に作成したと虚言を繰り返しているが捏造文書であるので、正当原議一式の写し。写しの交付。⑤ 建築局長〇殿が平成4年に作成したと虚言を繰り返している建建道第2765号（平成24年）18枚すべてに差し替え改ざんが施されている。平成4年に作成されたと云われる文書の正当原議一式写し。写しの交付。⑥ 建建道第2929号は11枚。建建道第826号は21枚。多数が差し替え等捏造されている。建築局長〇殿は平成4年に作成したと裁判で認定されていると虚言を繰り返しているが建建道第2929号は、平成24年に開示後、書き加えの改竄が施されてる。正当原議一式写し。写しの交付。

別表3 一部開示決定をした案件

請求 No.	諮問 番号	開示請求書記載の行政文書	決定通知日	決定内容	諮問日	決定通知書記載の行政文書	請求人の主な請求趣旨
				適用条項等		非開示情報	実施機関の主な説明要旨
1	2243	※別紙のとおり。	27. 8. 20	一部開示	28. 12. 28	1 不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について（回答）旭土第 2036 号 2 道水路境界復元について（伺） 218 冊の 10 号	平成 28 年 12 月 1 日に開示されることになった実施機関の隠蔽による遅延開示。
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 4 号		ア 個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	非開示情報アは、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別され、また、個人の権利利益を害する恐れがあるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 非開示情報イは、法人の財産権が侵害される恐れがあるため、同項第 4 号が規定する非開示理由に該当するため、非開示とした。
2	2250	平成 28 年 2 月 9 日付開示請求への（旭土第 2861 号・平成 28 年 11 月 18 日付）弁論について「当該開示請求に係る行政文書は、作成又は取得したか不明であり、保有していないため」等、各事案に非開示しましたとあるが、①～⑦について開示再請求する。	29. 2. 3	一部開示	29. 3. 7	不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について（照会） 建建道第 1569 号 （平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書のうち、①「①弁護士法第 23 条の 2 第 2 項による照会書と訴訟文書」）	同種案件に対する虚偽弁明と旭土第 2851 号（平成 28 年 11 月 18 日付）の弁明相違にも相違している
				情報公開条例第 7 条第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 4 号		ア 個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影、事件記録符号及び番号 イ 法人代表者印の印影	アについては、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 イについては、これを開示すると、第三者に偽造されるなどとして、当該代表者の財産権が侵害さ

							れるおそれがあることから、同2項第4号に該当し、非開示とした。
3	2251	同上	29.2.3	一部開示	29.3.7	<p>不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について（回答） 旭土第2036号 （平成28年2月9日付開示請求のうち、②「②旭土木事務所の回答文書」、③「・旭土木事務所が上記訴訟に対し、「昭和40年6月5日以降については否認する。」と平成22年9月27日付で、請求人の答弁部位に対し不利益となる非事実を虚偽捏造し回答した文書。」、④「・旭土木事務所が上記訴訟へ、旭区白根乙地の一部と虚偽捏造し回答した文書。」、⑤「・旭土木事務所が上記訴訟へ「昭和40年6月5日横浜市告示第110号において道路となっている。」と本書請求人に不利益となる非事実を捏造した回答書。」、⑥「・旭土木事務所が上記訴訟へ「昭和48年直後に開放された。」と虚偽回答した回答書。」及び⑦「①回答書。」）</p>	同種案件に対する虚偽弁明と旭土第2851号（平成28年11月18日付）の弁明相違にも相違している
				情報公開条例第7条第2項第2号		事件記録符号及び番号	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。

4	2252	平成4年7月7日に甲地宅の中間確認をしているF建築指導部長から、f現建築道路課長に「その都度証拠を作るのだよ。」と言わせたと文書を頂いたことに関連、建築道路課が弁護士法第23条の2項（横浜弁護士会長の専権事項）により、横浜（現神奈川）弁護士会から建築局長宛の書面に対し、建建道第1569号にて、旭土木事務所長（現S）が①建建道第1569号で求められた特定部位（12～21ページ）について回答した回答文書の写し ②①項の行為が法廷で発覚し、請求者に所長が謝罪した文書	29.2.3	一部開示	29.3.7	不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について（回答） 旭土第2036号 （平成29年1月20日付開示請求書のうち、「①建建道第1569号で求められた特定部位（12～21ページ）について回答した回答文書の写し）」	同種案件に対する虚偽弁明と旭土第2851号（平成28年11月18日付）の弁明相違にも相違している
				情報公開条例第7条第2項第2号		事件記録符号及び番号	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
5	2253	同上	29.2.3	一部開示	29.3.7	「回答書について照会」（回答） 旭土第4917号 （平成29年1月20日付開示請求書のうち、「②①項の行為が法廷で発覚し、請求者に所長が謝罪した文書」）	同種案件に対する虚偽弁明と旭土第2851号（平成28年11月18日付）の弁明相違にも相違している
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名	左記の情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
6	2254	白根戊地と同甲地間における道水路境界明示関係書類	29.3.14	一部開示	29.4.3	道水路境界復元について（伺） 218冊10号	異文書を標題にして行った一部開示決定の処分を取り消し、正規文書名による正規文書の開示決定を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号		ア 個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	アについては、個人に関する情報であって、公にすることによって、特定の個人が識別されることとなるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも

							該当しないため、非開示とした。 イについては、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため、同項第4号に該当し、非開示とした。
7	2255	同上	29.3.14	一部開示	29.4.3	道水路境界復元について(伺) 218冊10号	異文書を標題にして行った一部開示決定の処分を取り消し、正規文書名による正規文書の開示決定を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号		ア 個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	アについては、個人に関する情報であって、公にすることによって、特定の個人が識別されることとなるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 イについては、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため、同項第4号に該当し、非開示とした。
8	2256	丁地と甲地間における道水路境界明示関係書類	29.3.14	一部開示	29.4.3	道水路境界復元について(伺) 278冊8号	異文書を標題にして行った一部開示決定の処分を取り消し、正規文書名による正規文書の開示決定を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第3号ア ウ 第4号		ア 個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影 イ 土地家屋調査士印の印影 ウ 法人代表者印の印影	アについては、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 イについては、公にすることにより、これを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該土地家屋調査士及び土地家屋調査士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることか

							ら、同項第3号アに該当するため、非開示とした。 ウについては、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため、同項第4号に該当し、非開示とした。
9	2257	「当該開示請求に係る行政文書は、作成又は取得したか不明であり、保有していないため」などと、平成28年2月9日付開示請求に対し、旭土第2851号・平成28年11月18日付で虚偽虚言の弁明と共に、①～⑤⑥までの各事案に非開示しましたとあるが、旭土木事務所職員が、請求人宅に足の具合はどうか。と持参し閲覧させている。条例3,5,10,34条に沿って速やかに開示されるよう。督促と再請求す。1請求文書つつ納付書兼領収書を封入した上で、郵送を希望す。	29.6.5	一部開示	30.1.24	道水路境界復元について(伺)174冊2号 (平成28年2月9日付開示請求書のうち、㊸「①旭区174冊2号原議一式の閲覧、」)	平成29年6月5日付で唐突に行った処分を取り消し、原議一式の写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影	左記の情報は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
10	2258	道水路等境界明示図・復元図 旭土第2068号 【補正後】 道水路等境界明示図・復元図 旭土第2068号174冊-2ほか	29.4.11	一部開示	30.1.24	道水路境界復元について(伺)174冊2号 (道水路境界明示図・復元図 旭土第2068号)(補正後：道水路境界明示図・復元図 旭土第2068号174冊-2ほか)	請求人は再三実施機関が署名押印箇所を指摘後偽造したことを指摘されているにも関わらず、期間延長後も同文の文書を平成29年4月11日及び4月20日付にて行った処分を取り消し、請求書記載の通り偽造していない正当文書の原議一式写しの開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項第2号		個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影	左記の情報は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
11	2259	平成27年4月16日付建建道第66号にて、F横浜市建築局建築指導部長からの返書に道があることを謳っているが、道路が無いから	29.5.15	一部開示	30.1.24	道水路境界復元について(伺)218冊10号	請求外機関が平成29年5月15日付で唐突に行った処分を取り消し、請求書記載通りF名にて発行した原議一式の写しを請求先機関から開示するよ

		「公道行き止まり」と道路局土木事務所の表示塔も有り、平成4年当時、道路が無いことをF横浜市建築局建築指導部長は担当し、石垣と板塀で出来た私有地と承知して金融公庫へ資料を送付しているが、「何処に道路区域があるのか論拠文書の写しの開示を請求する。		情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号		ア 個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	う求める。 アについては、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 イについては、法人等の財産権が侵害されるおそれがあることから、同項第4号に該当し、非開示とした。
12	2260	旭土木事務所長は、丙地と戊地県有地との境界線と甲地間は私有地にも関わらず、昭和40年6月5日から供用道路になっていると近隣や横浜市建築局他、白根町内会へ虚偽吹聴した上に、訴訟相手に証明書を交付している。「供用道路を明示した文書」の開示を郵送により希望す。	29.6.5	一部開示 情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号	30.1.24	道水路境界復元について（伺） 218冊10号 ア 個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	平成29年4月10日に請求した文書とは異なる同名行政文書多数に変え、36日経過後の平成29年6月5日付にて行った処分を取り消し、平成27年5月19日に調査した現況に則した正当文書の原議一式の写しを開示するよう求める。 アについては、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 イについては、法人等の財産権が侵害されるおそれがあることから、同項第4号に該当し、非開示とした。
13	2261	旭土木事務所のZ副所長、Y係長、地籍調査課e課長は丙地と甲地及び戊地間の道水路境界調査後を視察し、目視でも明らかに境界線が甲地私有地に曲がっていると5月19日に確認したが、既に、旭土木事務所長は国土調査の公式基準点に基づいたX、Y座標値にて復元したとのこと、「復元で算出された部位及び面積は何処に存在するのか。算出された形態と	29.6.5	一部開示 情報公開条例第7条第2項 ア 第2号	30.1.24	道水路境界復元について（伺） 218冊10号 ア 個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	平成29年4月10日に請求した文書とは異なる同名行政文書多数に変え、36日経過後の平成29年6月5日付にて行った処分を取り消し、平成27年5月19日に調査した現況に則した正当文書の原議一式の写しを開示するよう求める。 アについては、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、た

		其の文書の原議一式」の写しの開示を郵送により希望す。		イ 第4号			だし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 イについては、法人等の財産権が侵害されるおそれがあることから、同項第4号に該当し、非開示とした。
14	2262	横浜市長は建築基準法第42条第2項の法施行(25年11月23日)以前も以後も畑で道路は無かったと、昭和22年、同29年の航空写真で確認したと謝罪されているにも関わらず、旭土木事務所長は、道水路境界調査時に復元したと、甲地に越境している。①復元時のX座標Y座標の公式基準点が判る文書。②計測部位。③計測面積の存在が記載された文書。④事前と事後の整合性を確認した測量結果の原議の写し、郵送にて開示を希望す。	29.6.5	一部開示	30.1.24	道水路境界復元について(伺) 218冊10号	平成29年4月10日に請求した文書とは異なる同名行政文書多数に変え、36日経過後の平成29年6月5日付にて行った処分を取り消し、平成27年5月19日に調査した現況に則した正当文書の原議一式の写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号		ア 個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	アについては、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 イについては、法人等の財産権が侵害されるおそれがあることから、同項第4号に該当し、非開示とした。
15	2263	乙地移譲道路に対し、丙地は人が通れるだけ境界から石垣を引っ込めて積み新築した。甲地私有地の板塀との間に人が通れる空地が出来た。請求人は草むしりをしたから道路がないことを承知している。「旭土木事務所長は空地を国土調査時に道路となっていると新杭を石垣横に打ち込み、甲地私有地内へも新杭を設置し既設杭を撤去した。丙地の石垣を下げて積んだ空地と甲地境界に接する板塀を新築時邪魔になるので撤去した空地に、旭土木事務所長は越境し設置された4本杭間は私有地。市の道路と主張するが、其の面積と査定杭位置の文書資料閲覧。	29.6.14	一部開示	30.1.24	道水路境界復元について(伺) 218冊10号	特定した文書を開示せず、非該当文書であることを請求人に指摘を受けているにも関わらず、同文書2通を平成29年6月14日付にて行った処分を取り消し、請求書記載通りに合致した文書の原議一式の写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号		ア 個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	アについては、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 イについては、法人等の財産権が侵害されるおそれがあることから、同項第4号に該当し、非開示とした。

16	2264	横浜市は、白根己地、庚地、辛地、乙地を道路として県から所有権移譲（昭和41年3月12日）受け後、市議会に諮り昭和40年6月5日告示第110号にて、乙地の区間（幅員4m、長さ87m.）を、市は供用道路として公知し、昭和42年7月4日に登記しているが、①旭土木事務所長は、公知道路とは被接地の戊地県有地と甲地私有地との境界（鉄ジョウ）杭を撤去する際に算出した文書の閲覧。②甲地私有地内へコンクリート杭を設置する際に算出した数値と取り纏めた文書の閲覧。	29.6.14	一部開示	30.1.24	道水路境界復元について（伺） 218冊10号	特定した文書を開示せず、非該当文書であることを請求人に指摘を受けているにも関わらず、同文書2通を平成29年6月14日付にて行った処分を取り消し、請求書記載通りに合致した文書の原議一式の写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号		ア 個人の氏名、住所、電話番号 及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	アについては、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 イについては、法人等の財産権が侵害されるおそれがあることから、同項第4号に該当し、非開示とした。
17	2265	貴所が、旭区白根乙地の一部は何処に存るか。始終点の論拠を明示した文書写しの開示。 又導水路調査の時になったなどとも言われるが双方の文書原義の写しの開示。	29.6.19	一部開示	30.1.24	道水路境界復元について（伺） 218冊10号	特定した文書を開示せず、確定表示図の無い承諾書。土地承諾した印鑑証明書も無い文書で非該当の偽造箇所もある文書であることを請求人に指摘されている。にも関わらず、同文書9件・通を平成29年6月19日付にて行った処分を取り消し、請求書記載文書通りに合致した文書の原議一式の写しの開示に配慮するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号		ア 個人の氏名、住所、電話番号 及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	アについては、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 イについては、法人等の財産権が侵害されるおそれがあることから、同項第4号に該当し、非開示とした。

18	2266	貴所が、旭区白根甲地の所有者より原告の主張する 18 番杭から 19 番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいている。との承諾書の開示	29. 6. 19	一部開示	30. 1. 24	道水路境界復元について (伺) 218 冊 10 号	特定した文書を開示せず、確定表示図の無い承諾書。土地承諾した印鑑証明書も無い文書で非該当の偽造箇所もある文書であることを請求人に指摘されている。にも関わらず、同文書 9 件・通を平成 29 年 6 月 19 日付にて行った処分を取り消し、請求書記載文書通りに合致した文書の原議一式の写しの開示に配慮するよう求める。
				情報公開条例第 7 条 第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 4 号		ア 個人の氏名、住所、電話番号 及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	アについては、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 イについては、法人等の財産権が侵害されるおそれがあることから、同項第 4 号に該当し、非開示とした。
19	2267	貴所は国土調査で道路になったなどと虚言を言われるが、何処から何処までが道路になったのか文書の開示。	29. 6. 19	一部開示	30. 1. 24	道水路境界復元について (伺) 218 冊 10 号	特定した文書を開示せず、確定表示図の無い承諾書。土地承諾した印鑑証明書も無い文書で非該当の偽造箇所もある文書であることを請求人に指摘されている。にも関わらず、同文書 9 件・通を平成 29 年 6 月 19 日付にて行った処分を取り消し、請求書記載文書通りに合致した文書の原議一式の写しの開示に配慮するよう求める。
				情報公開条例第 7 条 第 2 項 ア 第 2 号 イ 第 4 号		ア 個人の氏名、住所、電話番号 及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	アについては、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 イについては、法人等の財産権が侵害されるおそれがあることから、同項第 4 号に該当し、非開示とした。

20	2268	貴所が、当該土地（甲地）は原告の土地では無く道路である。についての論拠文書の写しの開示。	29. 6. 19	一部開示	30. 1. 24	道水路境界復元について（伺） 218 冊 10 号	特定した文書を開示せず、確定表示図の無い承諾書。土地承諾した印鑑証明書も無い文書で非該当の偽造箇所もある文書であることを請求人に指摘されている。にも関わらず、同文書9件・通を平成29年6月19日付にて行った処分を取り消し、請求書記載文書通りに合致した文書の原議一式の写しの開示に配慮するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号		ア 個人の氏名、住所、電話番号 及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	アについては、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 イについては、法人等の財産権が侵害されるおそれがあることから、同項第4号に該当し、非開示とした。
21	2269	貴所は、道路の無い私有地のところに1.6mの道路が有るなどと虚言、区域は何処から、存する位置は何処に位置するのか論拠文書の写しの開示	29. 6. 19	一部開示	30. 1. 24	道水路境界復元について（伺） 218 冊 10 号	特定した文書を開示せず、確定表示図の無い承諾書。土地承諾した印鑑証明書も無い文書で非該当の偽造箇所もある文書であることを請求人に指摘されている。にも関わらず、同文書9件・通を平成29年6月19日付にて行った処分を取り消し、請求書記載文書通りに合致した文書の原議一式の写しの開示に配慮するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号		ア 個人の氏名、住所、電話番号 及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	アについては、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 イについては、法人等の財産権が侵害されるおそれがあることから、同項第4号に該当し、非開示とした。

22	2270	原告宅地が18番杭から19番杭まで続いていたとの主張については、昭和40年6月5日以降については否認する。否認の論拠となる文書の写しの開示。	29.6.19	一部開示	30.1.24	道水路境界復元について(伺) 218冊10号	特定した文書を開示せず、確定表示図の無い承諾書。土地承諾した印鑑証明書も無い文書で非該当の偽造箇所もある文書であることを請求人に指摘されている。にも関わらず、同文書9件・通を平成29年6月19日付にて行った処分を取り消し、請求書記載文書通りに合致した文書の原議一式の写しの開示に配慮するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号		ア 個人の氏名、住所、電話番号 及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	アについては、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 イについては、法人等の財産権が侵害されるおそれがあることから、同項第4号に該当し、非開示とした。
23	2271	貴所主張の、横浜市告示第110号において、横浜市の道路となっている。について論拠の写しの開示。	29.6.19	一部開示	30.1.24	道水路境界復元について(伺) 218冊10号	特定した文書を開示せず、確定表示図の無い承諾書。土地承諾した印鑑証明書も無い文書で非該当の偽造箇所もある文書であることを請求人に指摘されている。にも関わらず、同文書9件・通を平成29年6月19日付にて行った処分を取り消し、請求書記載文書通りに合致した文書の原議一式の写しの開示に配慮するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号		ア 個人の氏名、住所、電話番号 及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	アについては、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 イについては、法人等の財産権が侵害されるおそれがあることから、同項第4号に該当し、非開示とした。

24	2272	既に昭和40年6月5日から道路として共用を開始している。とは貴所の虚言であるが、論拠となる文書の写しの開示。	29.6.19	一部開示	30.1.24	道水路境界復元について(伺) 218冊10号	特定した文書を開示せず、確定表示図の無い承諾書。土地承諾した印鑑証明書も無い文書で非該当の偽造箇所もある文書であることを請求人に指摘されている。にも関わらず、同文書9件・通を平成29年6月19日付にて行った処分を取り消し、請求書記載文書通りに合致した文書の原議一式の写しの開示に配慮するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号		ア 個人の氏名、住所、電話番号 及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	アについては、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 イについては、法人等の財産権が侵害されるおそれがあることから、同項第4号に該当し、非開示とした。
25	2273	貴所が、昭和40年6月5日横浜市告示第110号で、横浜市の道路となっている。については虚言。論拠の文書写しの開示	29.6.19	一部開示	30.1.24	道水路境界復元について(伺) 218冊10号	特定した文書を開示せず、確定表示図の無い承諾書。土地承諾した印鑑証明書も無い文書で非該当の偽造箇所もある文書であることを請求人に指摘されている。にも関わらず、同文書9件・通を平成29年6月19日付にて行った処分を取り消し、請求書記載文書通りに合致した文書の原議一式の写しの開示に配慮するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号		ア 個人の氏名、住所、電話番号 及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影	アについては、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 イについては、法人等の財産権が侵害されるおそれがあることから、同項第4号に該当し、非開示とした。

26	2274	<p>「当該開示請求に係る行政文書は、作成又は取得したか不明であり、保有していないため」などと、平成28年2月9日付開示請求に対し、旭土第2851号・平成28年11月18日付で虚偽虚言の弁明と共に、①～⑤までの各事案に非開示しましたとあるが、旭土木事務所職員が、請求人宅に足の具合はどうか。と持参し閲覧させている。条例3,5,10,34条に沿って速やかに開示されるよう。督促と再請求す。1 請求文書つ納付書兼領収書を封入した上で、郵送を希望す。</p>	29.6.5	一部開示	30.1.24	<p>1 道水路境界復元について (伺) 218冊10号 (平成28年2月9日付開示請求書のうち、⑩「②明示されている表示図と承諾文書」、⑪「〇1頁の導水路境界明示関係書類原議。」及び⑫「〇旭区白根甲地の所有者が18番及び19番杭までが道路であると承諾した18.19番杭と承諾書。」)</p> <p>2 道水路境界指示について(報告) 13冊16号 (平成28年2月9日付開示請求書のうち、⑬「③旭区13冊16号原議一式の閲覧、」)</p>	平成28年2月9日付開示請求書を平成29年4月3日に標記部署に写しの郵送による交付などの請求をしていない。平成29年6月5日付で唐突に行った処分を取り消し、原議一式の写しを開示するよう求める。	
				<p>情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号</p>			<p>ア 個人の氏名、住所、電話番号及び個人印の印影 イ 法人代表者印の印影</p>	<p>アについては、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 イについては、法人等の財産権が侵害されるおそれがあることから、条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。</p>
27	2275	<p>国調地籍図K342-3の復元①「(調査年月日平成17年4月28日)に活用した公式基準点を明示した写真及び文書。②「承諾署名が表示図と同一書に記載された承諾書の原議一式」の写しの開示を郵送により希望す。</p>	29.6.5	一部開示	30.1.24	<p>道水路境界復元について(伺) 278冊8号 (「国調地籍図K342-3の復元①(調査年月日平成17年4月28日)に活用した公式基準点を明示した写真及び文書。②「承諾署名が表示図と同一書に記載された承諾書の原議一式」の写しの開示を</p>	平成29年4月10日に請求した文書とは異なる同名行政文書多数に変え、36日経過後の平成29年6月5日付にて行った処分を取り消し、平成27年5月19日に調査した現況に則した正当文書の原議一式の写しを開示するよう求める。	

					郵送により希望す。」のうち、「① 「文書」に係る部分)	
			情報公開条例第7条 第2項 ア 第2号 イ 第3号ア ウ 第4号		ア 個人の氏名、住所、電話番号 及び個人印の印影 イ 土地家屋調査士印の印影 ウ 法人代表者印の印影	アについては、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人が識別されることとなるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 イについては、公にすることにより、これを不正に利用して、設計図書自体を容易に偽造することが可能となり、当該土地家屋調査士及び土地家屋調査士事務所等当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、情報公開条例第7条第2項第3号アに該当するため、非開示とした。 ウについては、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため、情報公開条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。
28	2276	「当該開示請求に係る行政文書は、作成又は取得したか不明であり、保有していないため」などと、平成28年2月9日付開示請求に対し、旭土第2851号・平成28年11月18日付で虚偽虚言の弁明と共に、①～⑥までの各事案に非開示しましたとあるが、旭土木事務所職員が、請求人宅に足の具合はどうですか。と持参し閲覧させている。条例3,5,10,34条に沿って速やかに開示されるよう。督促と	29.6.5	一部開示	1項の場所を撮影しパソコンに保管されている写真 (平成28年2月9日付開示請求書のうち、④「○1項の場所を撮影しパソコンに保管されている写真一切。」)	平成28年2月9日付開示請求書を平成29年4月3日に標記部署に写しの郵送による交付などの請求をしていない。平成29年6月5日付で唐突に行った処分を取り消し、原議一式の写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第7条 第2項第2号	個人の顔及び車両ナンバー	個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウ

		再請求す。1 請求文書づつ納付書兼領収書を封入した上で、郵送を希望す。					までのいずれにも該当しないため、非開示とした。
29	2277	平成 28 年 2 月 9 日付開示請求に対し、旭土第 2851 号にて「当該開示請求に係る行政文書は、作成または取得したか不明であり、保有していないため」等、各事案に非開示しましたとある弁明の送着。①～⑦について既に関連している。実施機関に速やかな虚言のない開示を請求する。	29. 4. 20	一部開示	30. 1. 24	<p>不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について（回答） 旭土第 2036 号 （平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書のうち、②「②旭土木事務所の回答文書」、③「・旭土木事務所が上記訴訟に対し、「昭和 40 年 6 月 5 日以降については否認する。」と平成 22 年 9 月 27 日付で、請求人の答弁部位に対し不利益となる非事実を虚偽捏造し回答した文書。」、④「・旭土木事務所が上記訴訟へ、旭区白根乙地の一部と虚偽捏造し回答した文書。」、⑤「・旭土木事務所が上記訴訟へ「昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示第 110 号において道路となっている。」と本書請求人に不利益となる非事実を捏造した回答書。」、⑥「・旭土木事務所が上記訴訟へ「昭和 48 年直後に解放された。」と虚偽回答した回答書。」及び⑦「①回答書。」）</p>	<p>実施機関は特定した文書を開示せず、何処を承諾したのか確定表示図の無い承諾書及び何処を誰が承諾したのか承諾した人の土地に対する印鑑証明書も付さない文書の開示を繰り返すことに対し、請求人は再三実施機関が署名押印箇所を指摘後偽造したことを指摘されているにも関わらず、期間延長後も同文の文書を平成 29 年 4 月 11 日及び 4 月 20 日付にて行った処分を取り消し、請求書記載の通り偽造していない正当文書の原議一式写しの開示を求める。</p>
				情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号		事件記録符号及び番号	個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。

30	2278	<p>「当該開示請求に係る行政文書は、作成又は取得したか不明であり、保有していないため」などと、平成 28 年 2 月 9 日付開示請求に対し、旭土第 2851 号・平成 28 年 11 月 18 日付で虚偽虚言の弁明と共に、①～⑥までの各事案に非開示しましたとあるが、旭土木事務所職員が、請求人宅に足の具合はどうですか。と持参し閲覧させている。条例 3, 5, 10, 34 条に沿って速やかに開示されるよう。督促と再請求す。1 請求文書づつ納付書兼領収書を封入した上で、郵送を希望す。</p>	29. 6. 5	一部開示	<p>1 不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について (回答) 旭土第 2036 号 (平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書のうち、②「旭土木事務所の回答文書」、③「旭土木事務所が上記訴訟に対し、「昭和 40 年 6 月 5 日以降については否認する。」と平成 22 年 9 月 27 日付で、請求人の答弁部位に対し不利益となる非事実を虚偽捏造し回答した文書。」、④「旭土木事務所が上記訴訟へ、旭区白根乙地の一部と虚偽捏造し回答した文書。」、⑤「旭土木事務所が上記訴訟へ「昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示第 110 号において道路となっている。」と本書請求人に不利益となる非事実を捏造した回答書。」、⑥「旭土木事務所が上記訴訟へ「昭和 48 年直後に解放された。」と虚偽回答した回答書。」、⑦「①回答書。」、⑧「①回答書。」、⑨「①回答書。」、⑩「①回答書。」、⑪「①回答書。」、⑫「①回答書。」、⑬「①回答書。」及び⑭「○昭和 48 年直後「既に道路として共用を開始している。」と代表者が確認した文書。)」</p> <p>2 不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について (回答) 原議 旭土第 2036 号 (平成 28 年 2 月 9 日付開示請求</p>	<p>平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書を平成 29 年 4 月 3 日に標記部署に写しの郵送による交付などの請求をしていない。平成 29 年 6 月 5 日付で唐突に行った処分を取り消し、原議一式の写しを開示するよう求める。</p>
----	------	--	----------	------	---	---

						書のうち、㉘「〇旭区白根甲地及び丙地間について、平成22年9月2日付、弁護士法第23条の2の第2項文書を代表者が確認し承認後に発出が行われたのが確認できるもの一式。）」	
				情報公開条例第7条第2項第2号		事件記録符号及び番号	個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
31	2279	同上	29.6.5	一部開示	30.1.24	狭あい道路拡幅整備事業の施工に伴う土地使用承諾について（平成17年6月6日旭土第2416号） （平成28年2月9日付開示請求書のうち、㉙「・平成3年。平成17年から平成20年の白根丙地に関する狭隘道路整備事業関係公図。」）	平成28年2月9日付開示請求書を平成29年4月3日に標記部署に写しの郵送による交付などの請求をしていない。平成29年6月5日付で唐突に行った処分を取り消し、原議一式の写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第7条第2項第4号		法人代表者印の印影	公にすることにより、当該法人の財産の保護に支障が生ずるおそれがあるため、情報公開条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。
32	2280	「当該開示請求に係る行政文書は、作成又は取得したか不明であり、保有していないため」などと、平成28年2月9日付開示請求に対し、旭土第2851号・平成28年11月18日付で虚偽虚言の弁明と共に、①～㉞までの各事案に非開示しましたとあるが、旭土木事務所職員が、請求人宅に足の具合はどうです	29.6.5	一部開示	30.1.24	不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について（照会） 建建道第1569号 （平成28年2月9日付開示請求書のうち、①「①弁護士法第23条の2第2項による照会書と訴訟文書」）	平成28年2月9日付開示請求書を平成29年4月3日に標記部署に写しの郵送による交付などの請求をしていない。平成29年6月5日付で唐突に行った処分を取り消し、原議一式の写しを開示するよう求める。

		か。と持参し閲覧させている。条例3,5,10,34条に沿って速やかに開示されるよう。督促と再請求す。1請求文書づつ納付書兼領収書を封入した上で、郵送を希望す。		情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号		ア 個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影、事件記録符号及び番号 イ 法人代表者印の印影	アについては、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 イについては、法人等の財産権が侵害されるおそれがある情報であるため、情報公開条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。
33	2281	平成28年2月9日付開示請求に対し、旭土第2851号にて「当該開示請求に係る行政文書は、作成または取得したか不明であり、保有していないため」等、各事案に非開示しましたとある弁明の送着。①～⑦について既に関覧している。実施機関に速やかな虚言のない開示を請求する。	29.4.20	一部開示	30.1.24	不法行為等による慰謝料請求事件に係る照会について（照会） 建建道第1569号 （平成28年2月9日付開示請求書のうち、①「①弁護士法第23条の2第2項による照会書と訴訟文書」）	実施機関は特定した文書を開示せず、何処を承諾したのか確定表示図の無い承諾書及び何処を誰が承諾したのか承諾した人の土地に対する印鑑証明書も付さない文書の開示を繰り返すことに対し、請求人は再三実施機関が署名押印箇所を指摘後偽造したことを指摘されているにも関わらず、期間延長後も同文の文書を平成29年4月11日及び4月20日付にて行った処分を取り消し、請求書記載の通り偽造していない正当文書の原議一式写しの開示を求める。
				情報公開条例第7条第2項 ア 第2号 イ 第4号		ア 個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影、事件記録符号及び番号 イ 法人代表者印の印影	アについては、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。 イについては、法人等の財産権が侵害されるおそれがある情報であるため、条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。
34	2282	「当該開示請求に係る行政文書は、作成又は取得したか不明であり、保有していないため」などと、平成28年2月9日付開示請求に	29.6.5	一部開示	30.1.24	道路幅員証明願 （平成28年2月9日付開示請求書のうち、㉖「○申請した幅員証	平成28年2月9日付開示請求書を平成29年4月3日に標記部署に写しの郵送による交付などの請求をしていない。平成29年6月5日付で唐突に

		<p>対し、旭土第 2851 号・平成 28 年 11 月 18 日付で虚偽虚言の弁明と共に、①～⑤⑥までの各事案に非開示しましたとあるが、旭土木事務所職員が、請求人宅に足の具合はどうか。と持参し閲覧させている。条例 3, 5, 10, 34 条に沿って速やかに開示されるよう。督促と再請求す。1 請求文書つつ納付書兼領収書を封入した上で、郵送を希望す。</p>		<p>情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号</p>		<p>明願の原議。)]</p>	<p>行った処分を取り消し、原議一式の写しを開示するよう求める。</p>
						<p>個人の氏名、住所、電話番号、個人印の印影及び位置図</p>	<p>個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。</p>
35	2283	同上	29. 6. 5	<p>一部開示</p>	30. 1. 24	<p>要望事項への対応について（回答） 旭土第 4140 号 （平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書のうち、㉟「○旭土第 4041 号文書原議。」）</p>	<p>平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書を平成 29 年 4 月 3 日に標記部署に写しの郵送による交付などの請求をしていない。平成 29 年 6 月 5 日付で唐突に行った処分を取り消し、原議一式の写しを開示するよう求める。</p>
				<p>情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号</p>		<p>個人の氏名</p>	<p>個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。</p>

(別紙)

1	2243	<p>建築局長は、建建道第 2633 号 (h24.1.27 付) にて「弁護士法第 23 条の 2 の第 2 項に基づき依頼があって回答した」と回答があったが、請求者の訴訟相手へ、「建基法第 42 条第 2 項による 2 項道路だ」と嘘の回答書を訴訟相手代理人へ手交し証拠書とさせた。判決は、訴訟相手の裁判費用 (420 万円) と私の分を足して、其の三分の二を支払え、他に現金 20 万円も合わせ支払えとの理不尽な判決を得た。横浜市の嘘言行政には呆れたが、下記の通り開示請求する。1. 横浜弁護士会長からの依頼書一式改廃原議。 写しの交付。 2. 横浜弁護士会の誰に (事務長とか) 手交付されたのか。手交控え簿或いは改廃原議の写しの交付。 3. 建築局長が弁護士会へ回答された回答文書一式の原議。 写しの交付。 4. 建築局長が建建道第 1677 号 (平成 22 年 9 月 2 日付) で陳述文書と合わせ、弁護士法第 23 条 2 の第 2 項により、『2 項道路か否かの照会があった』と訴訟文書を送付し返書を求めた部署一覧表の原議。 写しの交付。 (横浜市白根県営住宅敷地求積図及び写真は省略) 5. 請求者の平成 22 年 8 月 16 日付作成書面 (2・追加) 3 頁③に対し、原告宅地が 18 番杭から 19 番杭まで続いていたとの主張については、昭和 40 年 6 月 5 日以降については否認する。と横浜市建築局が回答された根拠文書及び昭和 40 年 6 月 5 日以前の確認根拠文書の原議一式。写しの交付。 6. 原告が自分の宅地と主張する土地 (旭区白根乙地の一部) は、昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示第 110 号において、横浜市の道路となっている。と虚言を言われていることについて。① 旭区白根乙地の一部と虚偽回答されている根拠原議一式。写し交付。② 昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示第 110 号で横浜市の道路となっている。確認文書原議写し交付。③ 「昭和 48 年直後に開放された。」とのことであるが、前述のとおり、既に道路として共用を開始している。の根拠文書資料一式の原議。 写しの交付。④ (旭区白根甲地) の所有者より、原告の主張する 18 番杭から 19 番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいている。の道路表示図が承諾書に記載された原議一式。交付。⑤ 当該土地は原告の土地では無く道路である。の土地ではないという証拠書及び原告の道路では無いとされた原議一式。 写しの交付。</p> <p>横浜市の道路行政に多大の功績があったと C 市長から感謝状を手交され、市長と並んでの会食時に、a 水道局長が同席し、『X さんは忙しいから出席が困難かと思っていました』と市長共々喜びの会話が有ったこと。また、親族が林文字子市長同様に特定会社の特定役職を務めた等の関係から憤りを堪えていたが、横浜市が隣家へ「X さんは 2 項道路に物置を置いている。私たちが何とかするから X さんに直接言わない方がよい」と訴訟原因の吹聴をした事が隣家の法廷陳述で発覚し、吹聴の他に下記①記載の多様な行為も明らかになった。平成 27 年 5 月 15 日付書面では、建築局長 O 殿に『平成 4 年道路審議票白根三丁目 (O 丁目) 特定番号』書の捏造部位を公図写真にて指摘した。其の上で、甲地 X 宅の官民境界杭の位置、神奈川県が横浜市に移譲した乙地道路は、甲地 X 宅の東側で写真公図の始点から終点まで幅 4m. の距離 87m であること。横浜市は神奈川県から移譲された乙地道路を供用道路として登記した通りの写真公図を記載し、建築局長の捏造では無いに対し①～⑩項目にて捏造と指摘した。建築局長からの建建道第 296 号 (h27.6.12 付) で拙い返書を拝受した。先ず、標題が違っている。16 日付では無い、15 日付である。 建築局は、平成 14 年 9 月 12 日道路後退を要する道路では無いと審査課が現認した。にも関わらず、18 年、19 年に注意書、20 年は正勧告書を送付し、未だに文書を捏造した上で、虚言にて正当を装い市民を愚弄しているが、横浜市建築行政の賄賂に集り、懈怠や改竄、捏造、偽造、虚偽虚言、隠蔽、吹聴等の体質は一日が終われば給料に結びつくことが恒常化した集団で、失態を起こすと稚拙で詭弁の架空実態を網羅した捏造文書を作成する。我が家に最長 3 時間滞在し飲み食いや夜間に訴状を取り下げてほしいと来宅した光景や捏造に励む姿。平成 27 年 3 月 9 日付開示請求に対し、開示決定等期間延長通知書 (4 月 28 日まで) の延長期間が 2 日すぎた。電話をし遅延理由は決裁が遅れている。と応答。5 月 18 日開示指定の市民情報センターに出向いた。「開示請求されていないから」と不開示。市民情報センター H 係長に文書送着確認の応答を忙しいからと拒否され、M に伝言を依頼したが未だに応答がない。旭区役所で送付済を確認をした等の中、建築局長の返書には税金ドロボーの感がする。 1.3 旭特定番号で D さんは道路後退をしているが「D さんは 3 旭特定番号で道路後退していないが今後は指導する」について、道路後退をしていないという根拠資料原議一式。写しの交付。2. 平成 20 年時の資料が、平成 4 年に作成されたとは不可思議。資料改廃原議一式写しの交付 3. 建築局が来宅した際に、建築家に依頼した年月日を聞かれたが建築局には教えなかった。当初 11 月 7 日 (月曜) に H4 の記載は無かった。平成 4 年に作成された原議一式の写し。 4. 下段の犯罪の事実はありません以降・①他署からの違反か否か相談課へ問合せ一切の写し。②平成 20 年 10 月 21 日に現認時の写真の写し、③検査係に引継いだ全ての資料の写し。④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成 14 年建築局が確認した資料等の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪したとある。謝罪行為の事実が確認できる原議。全ての写し、5. 市庁舎貴賓室での謝罪は文書通り請求する。送付文書の着否の写し。</p> <p>平成 27 年 5 月 15 日付書面、建築局長 O 殿に『平成 4 年道路審議票白根三丁目 (O 丁目) 特定番号』文書を捏造したと断言した根拠と建築局の懈怠仕事により、確認もなく勧告をした上</p>
---	------	--

に、懈怠行為を隠蔽するためとしか思えない意味不明の『平成4年道路審議票白根三丁目（〇丁目）特定番号』文書の捏造行為があった事の詳細と捏造地の歴史を教示した事へ、建築局長が建建道第337号（h27.6.18付）氏名記載せずに、本文12行の拙い返書をされたものと拝受した。然し、上述文書を道路審議票旭特定番号と改竄捏造されているが、まさに、建築局長自ら捏造の事実行為を披歴した。以下の全部の事項に対し、写しを交付のこと。① 道路審議票旭特定番号と改竄捏造された文書の原議一式。写しの交付を請求する。② 判定意見のとりとは？建築局が平成14年9月12日道路後退を要する道路では無いと審査及び12月違反対策課が現認した文書の原議一式。写しの交付。③ 図中の判定箇所とは？図を明示した上で原議一式。写しの交付。④ 19年注意書を発出したことを、受取人に逆に注意され謝罪した際の発出文書の原議写し。⑤ 2項道路として指導行いましたとは？誰にどのように指導模様の詳細原議一式。写し⑥ 平成20年10月24日付で送付に資した、相談課から引継ぎ添付し伺った文書一切の写し。⑦ 建築局長の言われる道路審議票旭特定番号は全く存在したことが無い。原議写しの交付。⑧ 2項道路と扱った土地が何処に存在するのか。特定した原議すべて。写しの交付。⑨ 道路でもない民地を、平成21年9月3日判定替えと建築局が逃れ、適当に色を塗っていると云い殴られそうになり逃げた係長がAであるが、既に平成14年審査課N、15年、18年道路課Wd、19年V I、20年道路課d、21年相談課Lと違反対策課dらが2項道路では無い。旭土木事務所（V、I）が公道行き止まりのポールを建立されている。建築局長が再調査の特定に資した方法と場所の原議一式。写し交付⑩ 道路では無いから判定替えなど要さない。判定替えの資料全て原議。写しの交付⑪ 是正勧告の取り消しを送付し、..は嘘、課長が私も被害者だよと持参した。送付しお詫びしたとは、横浜市長はどのようにお詫びしたのか。其の文書原議全て。写しの交付。「3旭特定番号で2項道路に該当箇所は道路後退をしている。」「Dさんは3旭特定番号で道路後退していないが今後は指導する」とあるが、道路後退していないという根拠資料原議の写し。平成20年の現況を資料としているが、平成4年に作成されたであろう原議一式の写し。私どもが建築局が来宅した際に、建築家に依頼した年月日を聞かれたが建築局には教えなかった。従って建築局はH4しか記入できない。当初11月7日（月曜）にH4の記入は無かった。⑫平成4年作成では有り得ない3旭特定番号部分行を黒くする理由が無い。原議一式の写し。

平成27年月5日付書面で、建築局長〇殿に『平成4年道路審議票白根三丁目（〇丁目）特定番号』文書は捏造と断言し、根拠として建築局の懈怠行為、隠蔽行為等についての詳細と捏造土地の経緯を教示した。ことに対し、『道路審議票旭特定番号』と8回目の捏造文書を作成した上で、建築局長は建建道第337号（h27.6.18付）氏名記載無く拙い本文12行の返書を寄せた。① 上述の通り「平成4年道路審議票白根三丁目（〇丁目）特定番号」は、平成4年に作成されたと裁判で認定されたなどと、建築局長〇殿は捏造を隠蔽し続けているが、市民情報室と結託し、請求者に道路で無く過去に家が建っていたと分かることから非開示にしると指示された経緯がある。について黒塗り部位を開示した上で正当原議一式写し。写しの交付。②

「平成4年道路審議票白根三丁目（〇丁目）特定番号」は、平成4年に作成されたと、裁判に資料の提出もせずに認定されている。」と虚言を論じているにも関わらず、今度は「道路審議票旭特定番号」と8回目の捏造文書を作成した。に対し、原議一式の写し。写しの交付③ 「平成4年道路審議票白根三丁目（〇丁目）特定番号」は、通知書を含め43枚であったが、建築局から先日電話照会があり、『裁判で認定されている資料は12枚ですね。』と確認があった。に対し、増量資料の原議一式の写し。写しの交付。④ 建建道第1947号は43枚全てが、建築局長〇殿が平成4年に作成したと虚言を繰り返しているが捏造文書であるので、正当原議一式の写し。写しの交付。⑤ 建築局長〇殿が平成4年に作成したと虚言を繰り返している建建道第2765号（平成24年）18枚すべてに差し替え改ざんが施されている。平成4年に作成されたと云われる文書の正当原議一式写し。写しの交付。⑥ 建建道第2929号は11枚。建建道第826号は21枚。多数が差し替え等捏造されている。建築局長〇殿は平成4年に作成したと裁判で認定されていると虚言を繰り返しているが建建道第2929号は、平成24年に開示後、書き加えの改竄が施されてる。正当原議一式写し。写しの交付。

別表4 非開示決定をした案件

請求 No.	諮問 番号	開示請求書記載の行政文書	決定通知日	決定内容	諮問日	決定通知書記載の行政文書	請求人の主な請求趣旨
				適用条項等		非開示情報	実施機関の主な説明要旨
1	2244	※別紙のとおり。	27. 8. 20	非開示	28. 12. 28	<p>1 開示請求書（平成 27 年 6 月 26 日 1）請求内容②昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示第 110 号で横浜市の道路となっている。確認文書原議写し交付。</p> <p>2 開示請求書（平成 27 年 6 月 26 日 3）請求内容④19 年注意書を発出したことを、受取人に逆に注意され謝罪した際の発出文書の原議写し。</p>	平成 28 年 12 月 1 日に開示されることになった実施機関の隠蔽による遅延開示。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		-	<p>対象行政文書（文書 1）については、昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示第 110 号で横浜市の道路となっていることを確認できる文書を求めていると解される。</p> <p>文書 1 は、業務上作成しておらず存在していないため非開示とした。</p> <p>対象行政文書（文書 2）については、平成 19 年に実施機関から受取人に対し、発出したとされる謝罪した際の発出文書を交付することを決定した決裁文書を求めていると解される。</p> <p>19 年注意書を発出したことを、受取人に逆に注意され謝罪した際の発出文書は、執務室内の紙文書及びパソコン共有サーバー内のデータを検索しても確認できず、また仮に作成していても、平成 18 年度旭土木事務所行政文書分類表では「道路不法占用関係書類」に分類される文書であり、保存期間は 5 年と規定されていることから、保存期間の経過により廃棄済みであり、保有していない</p>

							め、非開示とした。
2	2245	※別紙のとおり。	27. 9. 17	非開示	28. 12. 28	開示請求書（平成 27 年 7 月 21 日） 請求内容 3-④19 年注意書を発出したことを、受取人に逆に注意され謝罪した際の発出文書の原議写し。	平成 28 年 12 月 1 日に開示されることになった実施機関の隠蔽による遅延非開示。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		-	対象行政文書は、平成 19 年に実施機関から受取人に対し、注意書を発出したことについて、注意書の受取人に注意されたため、実施機関から謝罪したとされる際の発出文書を交付することを決定した裁決文書を求めていると解される。 対象行政文書については、執務室内の紙文書及びパソコン共有サーバー内のデータを検索しても確認できなかった。仮に作成していたとしても、平成 18 年度旭土木事務所行政文書分類表の「道路不法占用関係書類」に分類され、保存期間は 5 年と規定されていることから、保存期間の経過により廃棄済みであり、保有していないため、非開示とした。
3	2246	※別紙のとおり。	27. 10. 15	非開示	28. 12. 28	開示請求書（平成 27 年 8 月 28 日） 請求内容 5-④19 年注意書を発出した・・発出文書の原議写し及び根拠資料。	実施機関が隠蔽のため非開示通知の遅延を謀ったことにより、本人訴訟証拠書に利用できなくなった。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		-	対象行政文書は、平成 19 年に実施機関から受取人に対し、注意書を発出した際の発出文書を交付することを決定した決裁文書及び注意書を発出したことに関する根拠資料を求めているものと解される。

							対象行政文書を保有していないため非開示とした。また、平成 18 年度旭土木事務所行政文書分類表では「道路不法占用関係書類」に分類され、保存期間は 5 年と規定されていたところ、対象行政文書は平成 18 年度に作成したため、保存期間の経過により廃棄しており、保有していないため非開示とした。
4	2247	※別紙のとおり。	27. 11. 20	非開示	28. 12. 28	開示請求書（平成 27 年 9 月 24 日） 請求内容 5-①横浜市が平成 19 年発出した注意書及び注意箇所、区域、根拠記載の文書	平成 28 年 12 月 1 日に開示されることになった実施機関の隠蔽による遅延非開示。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		-	対象行政文書は、平成 19 年に実施機関から受取人に対し、発出したとされる注意書並びに注意箇所、区域及び根拠記載の文書を求めているものと解される。 対象行政文書を保有していないため非開示とした。また、平成 18 年度旭土木事務所行政文書分類表では「道路不法占用関係書類」に分類され、保存期間は 5 年と規定されていたところ、対象行政文書は平成 18 年度に作成したため、保存期間の経過により廃棄しており、保有していないため非開示とした。
5	2248	旭区旭土木事務所長は、請求者の平成 22 年 8 月 16 日付作成書面（2・追加）3 頁③に対し、原告宅地が 18 番杭から 19 番杭まで続いていたとの主張については、昭和 40 年 6 月 5 日以降については否認する。と横浜市建築局へ回答されたが、昭和 40 年 6 月 5 日以前の確認文書の原議一式の写し。②原告が自分の宅地と	29. 1. 20	非開示（存否応答拒否）	29. 2. 15	旭区旭土木事務所長は、請求者の平成 22 年 8 月 16 日付作成書面（2・追加）3 頁③に対し、原告宅地が 18 番杭から 19 番杭まで続いていたとの主張については、昭和 40 年 6 月 5 日以降については否認する。と横浜市建築局へ回答され	実施機関の非開示決定は文書の隠蔽である。 実施機関は、請求文書を隠蔽し標題を変え非開示決定をしたが、請求通りの文書開示を求める。

	<p>主張する土地（旭区白根乙地の一部）は、昭和40年6月5日横浜市告示第110号において、横浜市の道路となっているなどと原告訴訟文書に対し虚言を言っている。その範囲を明示した文書。③旭区白根乙地の一部と回答されている。その一部が分る明示文書。</p>				<p>たが、昭和40年6月5日以前の確認文書の原議一式の写し。②原告が自分の宅地と主張する土地（旭区白根乙地の一部）は、昭和40年6月5日横浜市告示第110号において、横浜市の道路となっているなどと原告訴訟文書に対し虚言を言っている。その範囲を明示した文書。③旭区白根乙地の一部と回答されている。その一部が分る明示文書。</p>	<p>対象行政文書は、特定の個人が特定の事項について、特定年月日付で作成し、実施機関に提出したとされる書面に関する文書と解されるが、下記のとおり存否応答拒否の要件を満たす。</p> <p>本件請求は、特定の個人を名指しし、特定の個人に関する文書の開示を求めている。一部開示決定又は非開示決定を行えば、本件申立文書が存在することが明らかとなり、また、不存在による非開示決定を行えば本件申立文書が存在しないことを答えることになる。その結果、特定の個人が特定の事項についての書面を特定年月日に作成し、実施機関に提出しているという事実の有無が明らかになり、本件対象行政文書を開示したのと同様の効果が生じることとなる。</p> <p>また、特定の個人が特定の事項についての書面を特定年月日に実施機関に提出したという事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p>
			<p>情報公開条例第9条</p>	<p>-</p>		

6	2249	<p>旭区旭土木事務所長は、請求者の平成 22 年 8 月 16 日付作成書面（2・追加）3 頁③に対し、④昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示第 110 号で横浜市の道路となっている。と言われた文書。</p> <p>⑤「昭和 48 年直後に開放されたとのことであるが、前述のとおり、道路として供用を開始している。と明示された文書。⑥旭区白根甲地の所有者より、原告の主張する 18 番杭から 19 番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいている。との承諾書。⑦当該土地は原告の土地では無く道路である。との土地ではないという証拠書 ⑧原告の道路では無いとされた原議文書一式。</p>	29. 1. 20	非開示（存否応答拒否）	29. 2. 15	<p>旭区旭土木事務所長は、請求者の平成 22 年 8 月 16 日付作成書面（2・追加）3 頁③に対し、④昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示第 110 号で横浜市の道路となっている。と言われた文書。⑤「昭和 48 年直後に開放されたとのことであるが、前述のとおり、道路として供用を開始している。と明示された文書。⑥旭区白根甲地の所有者より、原告の主張する 18 番杭から 19 番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいている。との承諾書。⑦当該土地は原告の土地では無く道路である。との土地ではないという証拠書⑧原告の道路では無いとされた原議文書一式。</p>	<p>実施機関の非開示決定は文書の隠蔽である。実施機関は、請求文書を隠蔽し標題を変え非開示決定をしたが、請求通りの文書開示を求める。</p>
				情報公開条例第 9 条		-	<p>対象行政文書は、特定の個人が特定の事項について、特定年月日付で作成し、実施機関に提出したとされる書面に関する文書と解されるが、下記のとおり存否応答拒否の要件を満たす。</p> <p>本件請求は、特定の個人を名指しし、特定の個人に関する文書の開示を求めている。一部開示決定又は非開示決定を行えば、本件申立文書が存在することが明らかとなり、また、不存在による非開示決定を行えば本件申立文書が存在しないことを答えることになる。その結果、特定の個人が特定の事項についての書面を特定年月日に作成し、実施機関に提出しているという事実の有無が明らかになり、本件申立文書を開示したのと同様の効果が生じることとなる。</p>

							また、特定の個人が特定の事項についての書面を特定年月日に実施機関に提出したという事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
7	2284	「当該開示請求に係る行政文書は、作成又は取得したか不明であり、保有していないため」などと、平成28年2月9日付開示請求に対し、旭土第2851号・平成28年11月18日付で虚偽虚言の弁明と共に、①～㉔までの各事案に非開示しましたとあるが、旭土木事務所職員が、請求人宅に足の具合はどうか。と持参し閲覧させている。条例3,5,10,34条に沿って速やかに開示されるよう。督促と再請求す。1請求文書づつ納付書兼領収書を封入した上で、郵送を希望す。	29.6.5	非開示	30.2.14	平成28年2月9日付開示請求書のうち、⑧「既に道路として供用を開始している。と虚偽回答した。②供用土地範囲を明示した文書。」、⑬「旭土木事務所は甲地所有者から18番杭と19番杭間を道路だと承諾していると回答した。③表示図と同一書面に記載された承諾書。」、⑮「横浜市旭区白根甲地の所有地は「昭和48年直後、既に道路として供用を開始している。」と非事実を虚言にて捏造し回答した。②昭和48年直後の道路位置を明示した文書。」、⑳「国土調査法（昭和26年法律第160号）（以下「同法」という。）第7条による調査実施告示。昭和43年8月24日横浜市告示第177号調査期間昭和43年9月24日から昭和44年3月31日に基づき算出したと言われる。④三斜測量実測図。」、㉗「横浜市旭区白根甲地敷地に対する②壬地積表。」、㉘「横浜市旭区白根甲地敷地に対する、平成10年7月31日施行の戊	平成29年4月3日に、平成28年2月9日付開示請求書など標記部署に請求をしていないが、平成29年6月5日付で唐突に行った処分を取り消し、原議一式写しを開示するよう求める。

					<p>地と丙地・甲地間の地積表。」、㉑「横浜市旭区白根甲地敷地に対する㉒甲地と丙地間の昭和43年、平成4年、平成10年及び平成18年の三斜実測図と地積表。」、㉓「写真は2枚とも同じ境界標の被写体である。㉔旭土木事務所が何処の地点が基準点となり地籍として積算表に該当されるとした文書。」、㉕「写真は2枚とも同じ境界標の被写体である㉖私有地に20, 21境界杭を設置し、国土調査に基づいたと3.844㎡搾取しているが、算出した文書原議一式。」及び㉗「国土調査法（昭和26年法律第160号）（以下「同法」という。）第7条による調査実施告示。昭和43年8月24日横浜市告示第177号調査期間昭和43年9月24日から昭和44年3月31日に関し作成されたと言われる、道水路等境界明示図実測図。」に係る部分</p>	
			<p>情報公開条例第10条第2項</p>	-	<p>平成28年2月9日付開示請求書のうち、㉘については、既に道路として供用を開始している供用土地範囲を明示した文書を求めていると解される。 ㉙については、甲地所有者から18番杭と19番杭間を道路だと承諾していると回答した表示図と同一書面に記載された承諾書を求めていると解され</p>	

						<p>る。</p> <p>⑮については、横浜市旭区白根甲地の所有地は昭和48年直後、既に道路として供用を開始しており、昭和48年直後の道路位置を明示した文書を求めていると解される。</p> <p>⑯については、国土調査法第7条による調査期間昭和43年9月24日から昭和44年3月31日に基づき算出した三斜測量実測図を求めていると解される。</p> <p>⑰については、横浜市旭区白根甲地敷地に対する壬地の地積表を求めていると解される。</p> <p>⑳については、横浜市旭区白根甲地敷地に対する、平成10年7月31日施行の戊地と丙地・甲地間の地積表を求めていると解される。</p> <p>㉑については、横浜市旭区白根甲地敷地に対する甲地と丙地間の昭和43年、平成4年、平成10年及び平成18年の三斜実測図と地積表を求めていると解される。</p> <p>㉒については、写真2枚に写る同じ境界標は旭土木事務所が何処の地点を基準点に地籍として積算表にした文書を求めていると解される。</p> <p>㉓については、写真2枚に写る同じ境界標は私有地に20,21境界杭を設置し、国土調査に基づき3.844㎡を算出した文書原議一式を求めていると解される。</p> <p>㉔については、国土調査法第7条による調査期間昭和43年9月24日から昭和44年3月31日に関し作成された道水路等境界明示図実測図を求めていると解される。</p> <p>本件文書については、横浜市情報公開・個人情報</p>
--	--	--	--	--	--	--

							保護審査会答申第 1397 号における対象文書と重複したものであり、これらについては、その後の事情の変化も確認できないため、当該答申と同様の判断をした。念のため本件審査請求を受け、特定した文書に係る非開示決定通知書の理由に対して確認したが、行政文書管理上も、旭土木事務所の事務分掌上も作成する必要がなく、存在していないため非開示とした。
8	2285	同上	29. 6. 5	非開示	30. 2. 14	平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書のうち、㊸「旭土木事務所は甲地所有者から 18 番杭と 19 番杭間を道路だと承諾していると回答した。㊹18 杭及び 19 番杭は甲地の所有ではない。」に係る部分	平成 29 年 4 月 3 日に、平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書など標記部署に請求をしていないが、平成 29 年 6 月 5 日付で唐突に行った処分を取り消し、原議一式写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		-	対象行政文書については、旭土木事務所は甲地所有者から 18 番杭と 19 番杭間を道路だと承諾していると回答した。㊹18 杭及び 19 番杭は甲地の所有ではない、と記述されている文書を求めていると解される。 行政文書管理上及び旭土木事務所の事務分掌上も当該文書は存在していないため非開示とした。
9	2286	同上	29. 6. 5	非開示	30. 2. 14	横浜市区役所事務分掌規則 (平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書のうち、㊺「・旭土木事務所事務掌理規定。」及び㊻「○事務掌理規定と分掌一切。」に係る部分)	平成 29 年 4 月 3 日に、平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書など標記部署に請求をしていないが、平成 29 年 6 月 5 日付で唐突に行った処分を取り消し、原議一式写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第 17 条第 3 項		-	対象行政文書は、「横浜市例規集」の中に入っており、横浜市例規集は横浜市立図書館や市民情報センターで配架されている資料であり、情報公開条例第 17 条第 3 項に規定する、適用外の資料に

							該当するため非開示とした。
10	2287	同上	29. 6. 5	非開示	30. 2. 14	平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書のうち、⑰「平成 19 年 1 月 29 日付にて、白根癸地は道路だと「注意書」が、旭土木所長名にて送付された。⑱「平成 19 年 1 月 29 日付にて、白根癸地は道路だと「注意書」が、旭土木所長名にて送付された。⑲「平成 19 年 1 月 29 日付にて、白根癸地は道路だと「注意書」が、旭土木所長名にて送付された。⑳実測図と公図。」及び㉑「平成 19 年 1 月 29 日付、白根癸地にあてた「注意書」」に係る部分	平成 29 年 4 月 3 日に、平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書など標記部署に請求をしていないが、平成 29 年 6 月 5 日付で唐突に行った処分を取り消し、原議一式写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		-	⑰については、旭土木所長名で平成 19 年 1 月 29 日付にて、白根癸地は道路だと記述された注意書を求めていると解される。 ⑱については、旭土木所長名で平成 19 年 1 月 29 日付にて、白根癸地は道路だと記述された注意書の起案文書を求めていると解される。 ⑲については、旭土木所長名で平成 19 年 1 月 29 日付にて、白根癸地は道路だと記述された注意書に添付されていた実測図と公図を求めていると解される。 ㉑については、平成 19 年 1 月 29 日付で白根癸地にあてた注意書を求めていると解される。

							<p>本件文書については、平成 18 年度旭区土木事務所行政文書分類表では「道路不法占用関係書類」に分類され、保存期間は 5 年と規定されていた。従って本件文書は平成 18 年度に作成したが、保存年限の経過により廃棄しており、保有していないため非開示とした。</p> <p>なお、本件文書については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第 1397 号において判断がされており、特段の事情の変化もみられないことから、先例答申と同様の判断をした。</p>
11	2288	同上	29. 6. 5	非開示	30. 2. 14	<p>平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書のうち、㊸「国土調査法（昭和 26 年法律第 160 号）（以下「同法」という。）第 7 条による調査実施告示。昭和 43 年 8 月 24 日横浜市告示第 177 号 調査期間昭和 43 年 9 月 24 日から昭和 44 年 3 月 31 日に基づき算出したと言われる。①道水路等境界明示図、」及び㊹「国土調査法（昭和 26 年法律第 160 号）（以下「同法」という。）第 7 条による調査実施告示。昭和 43 年 8 月 24 日横浜市告示第 177 号 調査期間昭和 43 年 9 月 24 日から昭和 44 年 3 月 31 日に基づき算出したと言われる。②復元図、」に係る部分</p>	<p>平成 29 年 4 月 3 日に、平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書など標記部署に請求をしていないが、平成 29 年 6 月 5 日付で唐突に行った処分を取り消し、原議一式写しを開示するよう求める。</p>
				情報公開条例第 10 条第 2 項		-	<p>㊹については、国土調査法第 7 条による調査期間昭和 43 年 9 月 24 日から昭和 44 年 3 月 31 日に基づき算出した道水路等境界明示図を求めていると解される。</p>

							<p>㊸については、国土調査法第7条による調査期間昭和43年9月24日から昭和44年3月31日に基づき算出した復元図を求めていると解される。</p> <p>本件文書については、行政文書管理上も、旭土木事務所の事務分掌上も作成する必要はなく、存在しないため非開示とした。</p> <p>なお、本件文書については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1397号において判断がされており、特段の事情の変化もみられないことから、先例答申と同様の判断をした。</p>
12	2289	同上	29.6.5	非開示	30.2.14	<p>平成28年2月9日付開示請求書のうち、㊸「平成22年道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します・承諾書に記名押印又は署名をしていただきます。と表示図へ承諾押印された三斜実測図。」に係る部分</p>	<p>実施機関林文子横浜市長は、条例の適用通り情報公開法に基づき請求文書の開示を実施されることが妥当であると考えます。</p>
				情報公開条例第10条第2項		-	<p>対象行政文書は、平成22年道路境界確定区間延伸事業施行に伴い作成した表示図へ承諾押印された三斜実測図を求めていると解される。</p> <p>本件文書については、行政文書管理上も、旭土木事務所の事務分掌上も作成する必要はなく、存在しないため非開示とした。</p> <p>なお、本件文書については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1397号において判断がされており、特段の事情の変化もみられないことから、先例答申と同様の判断をした。</p>
13	2290	同上	29.6.26	非開示	30.2.14	<p>平成28年2月9日付開示請求書のうち、㊸「平成22年道路境界</p>	<p>実施機関林文子横浜市長は、条例の適用通り情報公開法に基づき請求文書の開示を実施されること</p>

					確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します・・承諾書に記名押印又は署名をしていただきます。と表示図へ承諾押印された三斜実測図。」に係る部分	が妥当であると考えている。
			情報公開条例第10条第2項		-	対象行政文書は、平成22年道路境界確定区間延伸事業施行に伴い作成した表示図へ承諾押印された三斜実測図を求めていると解される。 本件文書については、行政文書管理上も、旭土木事務所の事務分掌上も作成する必要はなく、存在しないため非開示とした。 なお、本件文書については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1397号において判断がされており、特段の事情の変化もみられないことから、先例答申と同様の判断をした。
14	2291	同上	29.6.5	非開示	平成28年2月9日付開示請求書のうち、㊸「写真は2枚とも同じ境界標の被写体である㊹国土調査に基づいていると、」に係る部分	平成29年4月3日に、平成28年2月9日付開示請求書など標記部署に請求をしていないが、平成29年6月5日付で唐突に行った処分を取り消し、原議一式写しを開示するよう求める。
			情報公開条例第10条第2項		-	対象行政文書は、写真は2枚とも同じ境界標の被写体である㊹国土調査に基づいていると、記述されている文書を求めていると解される。 本件文書については、行政文書管理上も、旭土木事務所の事務分掌上も作成する必要はなく、存在しないため非開示とした。 なお、本件文書については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1397号において判断がされており、特段の事情の変化もみられないことから、先例答申と同様の判断をした。

15	2292	同上	29. 6. 5	非開示	30. 2. 14	平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書のうち、㉞「幅員証明願取扱規程。」に係る部分	平成 29 年 4 月 3 日に、平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書など標記部署に請求をしていないが、平成 29 年 6 月 5 日付で唐突に行った処分を取り消し、原議一式写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		-	幅員証明願取扱規程については、行政文書検索等でも確認できず、存在しないため非開示とした。なお、本件文書については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第 1397 号において判断がされており、特段の事情の変化もみられないことから、先例答申と同様の判断をした。
16	2293	同上	29. 6. 5	非開示	30. 2. 14	平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書のうち、㉟「道路法 36 条による道路占用許可関係書類原議。」、㊱「道路占用許可関係書類原議。」及び㊲「土地使用関係原議。」に係る部分	平成 29 年 4 月 3 日に、平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書など標記部署に請求をしていないが、平成 29 年 6 月 5 日付で唐突に行った処分を取り消し、原議一式写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		-	㉟については、道路法 36 条による道路占用許可関係書類原議を求めていると解される。 ㊱については、道路占用許可関係書類原議を求めていると解される。 ㊲については、土地使用関係原議を求めていると解される。 本件文書については、旭区白根甲地を住所とする申請は無く、当該文書を保有していないため非開示とした。 なお、本件文書については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第 1397 号において判断がされており、特段の事情の変化もみられないことから、先例答申と同様の判断をした。

17	2294	同上	29.6.5	非開示	30.2.14	平成28年2月9日付開示請求書のうち、㊸「道路ホッサク着手竣工届け書類原議。」に係る部分	平成29年4月3日に、平成28年2月9日付開示請求書など標記部署に請求をしていないが、平成29年6月5日付で唐突に行った処分を取り消し、原議一式写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第10条第2項		-	対象行政文書は、道路掘削許可着手竣工届け書類原議を求めていると解される。 本件文書については、旭区白根甲地を住所とする竣工届はなく、保有していないため非開示とした。 なお、本件文書については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1397号において判断がされており、特段の事情の変化もみられないことから、先例答申と同様の判断をした。
18	2295	同上	29.6.5	非開示	30.2.14	平成28年2月9日付開示請求書のうち、㊸「道路損傷処理関係書類原議。」に係る部分	平成29年4月3日に、平成28年2月9日付開示請求書など標記部署に請求をしていないが、平成29年6月5日付で唐突に行った処分を取り消し、原議一式写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第10条第2項		-	本件文書については、旭区白根甲地を住所とする道路損傷行為はなく、当該文書を保有していないため非開示とした。 なお、本件文書については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1397号において判断がされており、特段の事情の変化もみられないことから、先例答申と同様の判断をした。
19	2296	同上	29.6.5	非開示	30.2.14	平成28年2月9日付開示請求書のうち、㊸「原状回復命令事務（指令番号簿）原議。」に係る部分	平成29年4月3日に、平成28年2月9日付開示請求書など標記部署に請求をしていないが、平成29年6月5日付で唐突に行った処分を取り消し、原議一式写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第10条第2項		-	本件文書については、旭区白根甲地を住所とする原状回復命令はなく、当該文書を保有していないため非開示とした。

							なお、本件文書については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第 1397 号において判断がされており、特段の事情の変化もみられないことから、先例答申と同様の判断をした。
20	2297	同上	29. 6. 5	非開示	30. 2. 14	平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書のうち、㉔「道路改良事業に係る計画関係書類原議。」に係る部分	平成 29 年 4 月 3 日に、平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書など標記部署に請求をしていないが、平成 29 年 6 月 5 日付で唐突に行った処分を取り消し、原議一式写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		-	本件文書については、旭区白根甲地を住所とする道路改良事業は行われておらず、当該文書を保有していないため非開示とした。 なお、本件文書については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第 1397 号において判断がされており、特段の事情の変化もみられないことから、先例答申と同様の判断をした。
21	2298	同上	29. 6. 5	非開示	30. 2. 14	平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書のうち、㉕「1 項の導水路用地取得関係書類原議。」に係る部分	平成 29 年 4 月 3 日に、平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書など標記部署に請求をしていないが、平成 29 年 6 月 5 日付で唐突に行った処分を取り消し、原議一式写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		-	本件文書については、旭区白根甲地を住所とする用地取得は行われておらず、当該文書を保有していないため非開示とした。 なお、本件文書については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第 1397 号において判断がされており、特段の事情の変化もみられないことから、先例答申と同様の判断をした。
22	2299	同上	29. 6. 5	非開示	30. 2. 14	平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書のうち、㉖「道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します・と実施後に作成した承諾	平成 29 年 4 月 3 日に、平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書など標記部署に請求をしていないが、平成 29 年 6 月 5 日付で唐突に行った処分を取り消し、原議一式写しを開示するよう求める。

						書。」に係る部分	
				情報公開条例第10条第2項		-	本件文書については、平成22年度旭土木事務所行政文書分類表では「道水路境界調査に関する書類」に分類され、保存期間は3年と規定されていた。従って、本件文書は平成22年度に作成したが、保存年限の経過により廃棄しており、保有していないため非開示とした。改めて文書分類表の保存期間及び分類を確認したが誤りはなかった。なお、本件文書については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1397号において判断がされており、特段の事情の変化もみられないことから、先例答申と同様の判断をした。
23	2300	同上	29.6.5	非開示	平成28年2月9日付開示請求書のうち、㊸「道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します・と実施後に作成した承諾書。」に係る部分		実施機関林文字横浜市長は、条例の適用通り情報公開法に基づき請求文書の開示を実施されることが妥当であると考えている。
				情報公開条例第10条第2項		-	本件文書については、平成22年度旭土木事務所行政文書分類表では「道水路境界調査に関する書類」に分類され、保存期間は3年と規定されていた。従って、本件文書は平成22年度に作成したが、保存年限の経過により廃棄しており、保有していないため非開示とした。改めて文書分類表の保存期間及び分類を確認したが誤りはなかった。なお、本件文書については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1397号において判断がされており、特段の事情の変化もみられないことから、先例答申と同様の判断をした。

24	2301	同上	29. 6. 5	非開示	30. 2. 14	平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書のうち、㊟「旭区白根癸地先と称し平成 22 年、横浜市道路境界確定区間延伸事業を実施前後の写真と実施完了後の測量図、地積図、求積図。」に係る部分	平成 29 年 4 月 3 日に、平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書など標記部署に請求をしていないが、平成 29 年 6 月 5 日付で唐突に行った処分を取り消し、原議一式写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		-	本件文書については、行政文書管理上も、旭土木事務所の事務分掌上も作成する必要はなく、存在していないため非開示とした。 なお、本件文書については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第 1397 号において判断がされており、特段の事情の変化もみられないことから、先例答申と同様の判断をした。
25	2302	同上	29. 6. 5	非開示	30. 2. 14	平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書のうち、㊟「旭区白根癸地先と称し平成 22 年、横浜市道路境界確定区間延伸事業を実施前後の写真と実施完了後の測量図、地積図、求積図。」に係る部分	実施機関林文子横浜市長は、条例の適用通り情報公開法に基づき請求文書の開示を実施されることが妥当であると考えている。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		-	本件文書については、行政文書管理上も、旭土木事務所の事務分掌上も作成する必要はなく、存在していないため非開示とした。 なお、本件文書については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第 1397 号において判断がされており、特段の事情の変化もみられないことから、先例答申と同様の判断をした。
26	2303	同上	29. 6. 5	非開示	30. 2. 14	平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書のうち、㊟「東側を計測し、南側に託けたが道水路等の境界調査実施前の写真と公図及び調査完了後の写真と公図及び測量図、地積	平成 29 年 4 月 3 日に、平成 28 年 2 月 9 日付開示請求書など標記部署に請求をしていないが、平成 29 年 6 月 5 日付で唐突に行った処分を取り消し、原議一式写しを開示するよう求める。

						図、求積図。」に係る部分	
				情報公開条例第10条第2項		-	<p>本件文書については、当該境界調査事務において業務上作成する必要がなく存在していないため非開示とした。改めて本件文書について確認したが、本件文書は行政文書管理上も旭土木事務所の事務分掌上も作成する必要がないことから、当該文書は保有していないと考えられる。</p> <p>なお、本件文書については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1397号において判断がされており、特段の事情の変化もみられないことから、先例答申と同様の判断をした。</p>
27	2304	旭土木事務所長は、乙地移譲道路と被接地の甲地私有地を道路だと承諾の署名押印を得たと書き込みの偽造を施しているが、求積図及び道路表示図が同一記載された承諾書原議一式」の写しの開示を郵送により希望す。	29.6.5	非開示	30.2.14	旭土木事務所長は、乙地移譲道路と被接地の甲地私有地を道路だと承諾の署名押印を得たと書き込みの偽造を施しているが、求積図及び道路表示図が同一記載された承諾書原議一式」の写しの開示を郵送により希望す。	<p>平成29年4月10日に請求した文書の開示を拒んだ上に、36日経過後の平成29年6月5日付にて行った処分を取り消し、平成27年5月19日に調査をした現況に則した正当文書にされたであろう文書の原議一式の写しを開示するよう求める。</p>
				情報公開条例第10条第2項		-	<p>対象行政文書は、特定の個人が特定の場所が道路であることについて、実施機関に提出したとされる署名押印のある承諾書面に關する文書の開示を求めていると解される。</p> <p>本件文書については、当該境界調査事務において業務上作成する必要がなく存在していないため非開示とした。改めて本件文書について確認したが、本件文書は行政文書管理上も旭土木事務所の事務分掌上も作成する必要がないことから、当該文書は保有していないと考えられる。</p>

28	2305	国調地籍図 K342-3 の復元①「(調査年月日平成 17 年 4 月 28 日) に活用した公式基準点を明示した写真及び文書。②「承諾署名が表示図と同一書に記載された承諾書の原議一式」の写しの開示を郵送により希望す。	29. 6. 5	非開示	30. 2. 14	「国調地籍図 K342-3 の復元① 「(調査年月日平成 17 年 4 月 28 日) に活用した公式基準点を明示した写真及び文書。②「承諾署名が表示図と同一書に記載された承諾書の原議一式」の写しの開示を郵送により希望す。」のうち「①「写真」に係る部分	平成 29 年 4 月 10 日に請求した文書の開示を拒んだ上に、36 日経過後の平成 29 年 6 月 5 日付にて行った処分を取り消し、平成 27 年 5 月 19 日に調査をした現況に則した正当文書にされたであろう文書の原議一式の写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		-	対象行政文書は、平成 17 年 4 月 28 日に国調地籍図 K342-3 を活用して道水路境界調査図を作成した時に撮影したとされる公式基準点の写真と解される。 本件文書については、業務上作成する必要がなく存在していないため非開示とした。改めて本件文書について確認したが、本件文書は行政文書管理上も旭土木事務所の事務分掌上も作成する必要がないことから、当該文書は保有していないと考えられる。
29	2306	同上	29. 6. 5	非開示	30. 2. 14	「国調地籍図 K342-3 の復元① 「(調査年月日平成 17 年 4 月 28 日) に活用した公式基準点を明示した写真及び文書。②「承諾署名が表示図と同一書に記載された承諾書の原議一式」の写しの開示を郵送により希望す。」のうち「②「承諾署名が表示図と同一書に記載された承諾書の原議一式」に係る部分	平成 29 年 4 月 10 日に請求した文書の開示を拒んだ上に、36 日経過後の平成 29 年 6 月 5 日付にて行った処分を取り消し、平成 27 年 5 月 19 日に調査をした現況に則した正当文書にされたであろう文書の原議一式の写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第 10 条第 2 項		-	対象行政文書は、平成 17 年 4 月 28 日に国調地籍図 K342-3 を活用して道水路境界調査図を作成した時に併せて作成された「承諾署名が表示図と同

							一書に記載された承諾書」の原議一式と解される。 本件文書については、業務上作成する必要がなく存在していないため非開示とした。改めて本件文書について確認したが、本件文書は行政文書管理上も旭土木事務所の事務分掌上も作成する必要がないことから、当該文書は保有していないと考えられる。
30	2307	旭土木事務所は、平成10年7月31日の道水路境界調査により横浜市旭区白根甲地の所有者から18番杭から19番杭まで道路だと承諾を得たと回答した。「承諾場所」「承諾範囲」を示す「表示図と一体になっている承諾文書」の開示を郵送により希望す。	29.6.5	非開示	30.2.14	旭土木事務所は、平成10年7月31日の道水路境界調査により横浜市旭区白根甲地の所有者から18番杭から19番杭まで道路だと承諾を得たと回答した。「承諾場所」「承諾範囲」を示す「表示図と一体になっている承諾文書」の開示を郵送により希望す。	平成29年4月10日に請求した文書の開示を拒んだ上に、36日経過後の平成29年6月5日付にて行った処分を取り消し、平成27年5月19日に調査をした現況に則した正当文書にされたであろう文書の原議一式の写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第10条第2項		-	対象行政文書は、平成10年7月31日の道水路境界調査実施時に作成されたとされる表示図と一体になっている承諾文書と解される。 本件文書については、業務上作成する必要がなく存在していないため非開示とした。改めて本件文書について確認したが、本件文書は行政文書管理上も旭土木事務所の事務分掌上も作成する必要がないことから、当該文書は保有していないと考えられる。
31	2308	旭土木事務所長に6月29日見せたにも関わらず同年9月、訴訟相手に文書で証明した。甲地に接した「乙地市道路部位の求積図との整合性が確認できる同一記載の表示図と承諾書原議」の写しを開示を郵送により希望す。	29.6.5	非開示	30.2.14	旭土木事務所長に6月29日見せたにも関わらず同年9月、訴訟相手に文書で証明した。甲地に接した「乙地市道路部位の求積図との整合性が確認できる同一記載の表示図と承諾書原議」の写しを開示	平成29年4月10日に請求した文書の開示を拒んだ上に、36日経過後の平成29年6月5日付にて行った処分を取り消し、平成27年5月19日に調査をした現況に則した正当文書にされたであろう文書の原議一式の写しを開示するよう求める。

						を郵送により希望す。	
				情報公開条例第10条第2項		-	対象行政文書は、乙地市道路部位の求積図との整合性が確認できる同一記載の表示図と承諾書原議と解される。 本件文書については、業務上作成する必要がなく存在していないため非開示とした。改めて本件文書について確認したが、本件文書は行政文書管理上も旭土木事務所事務分掌上も作成する必要がないことから、当該文書は保有していないと考えられる。
32	2309	丙地と甲地私有地間面積を不明として、横浜市が登記したという文書原議一式」及び丙地と甲地間を特定建設会社に整備を依頼した文書原議一式写し」の写しの開示を郵送により希望す。	29. 6. 5	非開示	30. 2. 20	「丙地と甲地私有地間面積を不明として、横浜市が登記したという文書原議一式」及び丙地と甲地間を特定建設会社に整備を依頼した文書原議一式写し」の写しの開示を郵送により希望す。」のうち「丙地と甲地間を特定建設会社に整備を依頼した文書原議一式写し」に係る部分	平成 29 年 4 月 10 日に請求した文書の開示を拒んだ上に、36 日経過後の平成 29 年 6 月 5 日付にて行った処分を取り消し、平成 27 年 5 月 19 日に調査をした現況に則した正当文書にされたであろう文書の原議一式の写しを開示するよう求める。
				情報公開条例第10条第2項		-	対象行政文書は、実施機関が旭区白根丙地と甲地間の整備を特定建設会社に依頼したとされる文書原議一式の開示を求めていると解される。 本件開示請求に関連する文書として、平成 17 年度に丙地に関する狭あい道路拡幅整備事業の施行に伴う土地使用承諾書はあったが、整備を依頼した原議一式は執務室内の紙文書及びパソコン共有サーバー内のデータを検索しても、存在が確認できなかった。そのため、対象行政文書については、作成したかどうか不明であり、仮に作成して

(別紙)

1	2244	<p>建築局長は、建建道第 2633 号 (h24.1.27 付) にて「弁護士法第 23 条の 2 の第 2 項に基づき依頼があって回答した」と回答があったが、請求者の訴訟相手へ、「建基法第 42 条第 2 項による 2 項道路だ」と嘘の回答書を訴訟相手代理人へ手交し証拠書とさせた。判決は、訴訟相手の裁判費用 (420 万円) と私の分を足して、其の三分の二を支払え、他に現金 20 万円も合わせ支払えとの理不尽な判決を得た。横浜市の嘘言行政には呆れたが、下記の通り開示請求する。1. 横浜弁護士会長からの依頼書一式改廃原議。 写しの交付。 2. 横浜弁護士会の誰に (事務長とか) 手交付されたのか。手交控え簿或いは改廃原議の写しの交付。 3. 建築局長が弁護士会へ回答された回答文書一式の原議。 写しの交付。 4. 建築局長が建建道第 1677 号 (平成 22 年 9 月 2 日付) で陳述文書と合わせ、弁護士法第 23 条 2 の第 2 項により、『2 項道路か否かの照会があった』と訴訟文書を送付し返書を求めた部署一覧表の原議。 写しの交付。 (横浜市白根県営住宅敷地求積図及び写真は省略) 5. 請求者の平成 22 年 8 月 16 日付作成書面 (2・追加) 3 頁③に対し、原告宅地が 18 番杭から 19 番杭まで続いていたとの主張については、昭和 40 年 6 月 5 日以降については否認する。と横浜市建築局が回答された根拠文書及び昭和 40 年 6 月 5 日以前の確認根拠文書の原議一式。写しの交付。 6. 原告が自分の宅地と主張する土地 (旭区白根乙地の一部) は、昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示第 110 号において、横浜市の道路となっている。と虚言を言われていることについて。① 旭区白根乙地の一部と虚偽回答されている根拠原議一式。写し交付。② 昭和 40 年 6 月 5 日横浜市告示第 110 号で横浜市の道路となっている。確認文書原議写し交付。③ 「昭和 48 年直後に開放された。」とのことであるが、前述のとおり、既に道路として共用を開始している。の根拠文書資料一式の原議。 写しの交付。④ (旭区白根甲地) の所有者より、原告の主張する 18 番杭から 19 番杭までが道路であるとの境界承諾書をいただいている。の道路表示図が承諾書に記載された原議一式。交付。⑤ 当該土地は原告の土地では無く道路である。の土地ではないという証拠書及び原告の道路では無いとされた原議一式。 写しの交付。</p> <p>横浜市の道路行政に多大の功績があったと C 市長から感謝状を手交され、市長と並んでの会食時に、a 水道局長が同席し、『X さんは忙しいから出席が困難かと思っていました』と市長共々喜びの会話が有ったこと。また、親族が林文字子市長同様に特定会社の特定役職を務めた等の関係から憤りを堪えていたが、横浜市が隣家へ「X さんは 2 項道路に物置を置いている。私たちが何とかするから X さんに直接言わない方がよい」と訴訟原因の吹聴をした事が隣家の法廷陳述で発覚し、吹聴の他に下記①記載の多様な行為も明らかになった。平成 27 年 5 月 15 日付書面では、建築局長 O 殿に『平成 4 年道路審議票白根三丁目 (O 丁目) 特定番号』書の捏造部位を公図写真にて指摘した。其の上で、甲地 X 宅の官民境界杭の位置、神奈川県が横浜市に移譲した乙地道路は、甲地 X 宅の東側で写真公図の始点から終点まで幅 4m. の距離 87m であること。横浜市は神奈川県から移譲された乙地道路を供用道路として登記した通りの写真公図を記載し、建築局長の捏造では無いに対し①～⑩項目にて捏造と指摘した。建築局長からの建建道第 296 号 (h27.6.12 付) で拙い返書を拝受した。先ず、標題が違っている。16 日付では無い、15 日付である。 建築局は、平成 14 年 9 月 12 日道路後退を要する道路では無いと審査課が現認した。にも関わらず、18 年、19 年に注意書、20 年は正勧告書を送付し、未だに文書を捏造した上で、虚言にて正当を装い市民を愚弄しているが、横浜市建築行政の賄賂に集り、懈怠や改竄、捏造、偽造、虚偽虚言、隠蔽、吹聴等の体質は一日が終われば給料に結びつくことが恒常化した集団で、失態を起こすと稚拙で詭弁の架空実態を網羅した捏造文書を作成する。我が家に最長 3 時間滞在し飲み食いや夜間に訴状を取り下げてほしいと来宅した光景や捏造に励む姿。平成 27 年 3 月 9 日付開示請求に対し、開示決定等期間延長通知書 (4 月 28 日まで) の延長期間が 2 日すぎた。電話をし遅延理由は決裁が遅れている。と応答。5 月 18 日開示指定の市民情報センターに出向いた。「開示請求されていないから」と不開示。市民情報センター H 係長に文書送着確認の応答を忙しいからと拒否され、M に伝言を依頼したが未だに応答がない。旭区役所で送付済を確認をした等の中、建築局長の返書には税金ドロボーの感がする。 1.3 旭特定番号で D さんは道路後退をしているが「D さんは 3 旭特定番号で道路後退していないが今後は指導する」について、道路後退をしていないという根拠資料原議一式。写しの交付。2. 平成 20 年時の資料が、平成 4 年に作成されたとは不可思議。資料改廃原議一式写しの交付 3. 建築局が来宅した際に、建築家に依頼した年月日を聞かれたが建築局には教えなかった。当初 11 月 7 日 (月曜) に H4 の記載は無かった。平成 4 年に作成された原議一式の写し。 4. 下段の犯罪の事実はありません以降・①他署からの違反か否か相談課へ問合せ一切の写し。②平成 20 年 10 月 21 日に現認時の写真の写し、③検査係に引継いだ全ての資料の写し。④写真を偽造した事実はありませんとあるが、請求者が写っている。撮影写真全ての写し⑤道路では無かったと確認した資料の写し⑥平成 14 年建築局が確認した資料等の写し⑦取り消しは、謝罪ではないが、謝罪したとある。謝罪行為の事実が確認できる原議。全ての写し、5. 市庁舎貴賓室での謝罪は文書通り請求する。送付文書の着否の写し。</p> <p>平成 27 年 5 月 15 日付書面、建築局長 O 殿に『平成 4 年道路審議票白根三丁目 (O 丁目) 特定番号』文書を捏造したと断言した根拠と建築局の懈怠仕事により、確認もなく勧告をした上</p>
---	------	--

		<p>に、懈怠行為を隠蔽するためとしか思えない意味不明の『平成4年道路審議票白根三丁目（〇丁目）特定番号』文書の捏造行為があった事の詳細と捏造地の歴史を教示した事へ、建築局長が建建道第337号（h27.6.18付）氏名記載せずに、本文12行の拙い返書をされたものと拝受した。然し、上述文書を道路審議票旭特定番号と改竄捏造されているが、まさに、建築局長自ら捏造の事実行為を披歴した。以下の全部の事項に対し、写しを交付のこと。① 道路審議票旭特定番号と改竄捏造された文書の原議一式。写しの交付を請求する。② 判定意見のとおりは？建築局が平成14年9月12日道路後退を要する道路では無いと審査及び12月違反対策課が現認した文書の原議一式。写しの交付。③ 図中の判定箇所とは？図を明示した上で原議一式。写しの交付。④ 19年注意書を発出したことを、受取人に逆に注意され謝罪した際の発出文書の原議写し。⑤ 2項道路として指導行いましたとは？誰にどのように指導模様の詳細原議一式。写し⑥ 平成20年10月24日付で送付に資した、相談課から引継ぎ添付し伺った文書一切の写し。⑦ 建築局長の言われる道路審議票旭特定番号は全く存在したことが無い。原議写しの交付。⑧ 2項道路と扱った土地が何処に存在するのか。特定した原議すべて。写しの交付。⑨ 道路でもない民地を、平成21年9月3日判定替えと建築局が逃れ、適当に色を塗っていると云い殴られそうになり逃げた係長がAであるが、既に平成14年審査課N、15年、18年道路課Wd、19年V I、20年道路課d、21年相談課Lと違反対策課dらが2項道路では無い。旭土木事務所（V、I）が公道行き止まりのポールを建立されている。建築局長が再調査の特定に資した方法と場所の原議一式。写し交付⑩ 道路では無いから判定替えなど要さない。判定替えの資料全て原議。写しの交付⑪ 是正勧告の取り消しを送付し、..は嘘、課長が私も被害者だよと持参した。送付しお詫びしたとは、横浜市長はどのようにお詫びしたのか。其の文書原議全て。写しの交付。「3旭特定番号で2項道路に該当箇所は道路後退をしている。」「Dさんは3旭特定番号で道路後退していないが今後は指導する」とあるが、道路後退をしていないという根拠資料原議の写し。平成20年の現況を資料としているが、平成4年に作成されたであろう原議一式の写し。私どもが建築局が来宅した際に、建築家に依頼した年月日を聞かれたが建築局には教えなかった。従って建築局はH4しか記入できない。当初11月7日（月曜）にH4の記入は無かった。⑫平成4年作成では有り得ない3旭特定番号部分行を黒くする理由が無い。原議一式の写し。</p> <p>平成27年月5日付書面で、建築局長〇殿に『平成4年道路審議票白根三丁目（〇丁目）特定番号』文書は捏造と断言し、根拠として建築局の懈怠行為、隠蔽行為等についての詳細と捏造土地の経緯を教示した。ことに対し、『道路審議票旭特定番号』と8回目の捏造文書を作成した上で、建築局長は建建道第337号（h27.6.18付）氏名記載無く拙い本文12行の返書を寄せた。① 上述の通り「平成4年道路審議票白根三丁目（〇丁目）特定番号」は、平成4年に作成された裁判で認定されたなどと、建築局長〇殿は捏造を隠蔽し続けているが、市民情報室と結託し、請求者に道路で無く過去に家が建っていたと分かることから非開示にしると指示された経緯がある。について黒塗り部位を開示した上で正当原議一式写し。写しの交付。② 「平成4年道路審議票白根三丁目（〇丁目）特定番号」は、平成4年に作成された裁判に資料の提出もせずに認定されている。」と虚言を論じているにも関わらず、今度は「道路審議票旭特定番号」と8回目の捏造文書を作成した。に対し、原議一式の写し。写しの交付③ 「平成4年道路審議票白根三丁目（〇丁目）特定番号」は、通知書を含め43枚であったが、建築局から先日電話照会があり、『裁判で認定されている資料は12枚ですね。』と確認が有った。に対し、増量資料の原議一式の写し。写しの交付。④ 建建道第1947号は43枚全てが、建築局長〇殿が平成4年に作成したと虚言を繰り返しているが捏造文書であるので、正当原議一式の写し。写しの交付。⑤ 建築局長〇殿が平成4年に作成したと虚言を繰り返している建建道第2765号（平成24年）18枚すべてに差し替え改ざんが施されている。平成4年に作成されたと言われる文書の正当原議一式写し。写しの交付。⑥ 建建道第2929号は11枚。建建道第826号は21枚。多数が差し替え等捏造されている。建築局長〇殿は平成4年に作成したと裁判で認定されていると虚言を繰り返しているが建建道第2929号は、平成24年に開示後、書き加えの改竄が施されてる。正当原議一式写し。写しの交付。</p>
2	2245	<p>1. 〇建築局長（平成27年7月6日付）は「・・・のとおりで、深くお詫び申し上げます。」業務を怠け是正勧告したことへ詫びた様だが、建築局は平成4年、5年、7年、10年、14年、15年、18年、19年、20年、21年、22年、24年、26年、27年と執拗に、下記種の非違行為を繰り返している。此れらの違法行為は法廷でも審理され、建築局長〇は了知されているにも関わらず、「しかしながら、本件に関する建築局職員の一連の対応について、X様をご指摘されているような懈怠、捏造、偽造、隠蔽等の行為はございません。」とは何だ。他の5点（改竄、虚偽虚言、吹聴、賄賂、集り）の行為は認めだが、文書記番号、差出人及び責任所管不記載で、3月9日旭区役所から開示請求し、期間延長した4月28日に開示されず、請求から70日経過した。平成27年5月18日に、3月9日分の開示決定通知書は現地にて手交する約束で出向いた。建築局は「開示請求されていないから、開示できません」と一声。手交された開示通知書を返し不調にした。6月5日付で〇殿に督促し、6月12日の開示に出向いたにも関わらず、開示文書をJNビルへ忘れて来たと言不調に終わった。其の後、〇建築局長（平成27年7月6日</p>

付) 上述の返書もあり、平成 27 年 7 月 13 日の開示に出向き、「今日の開示は、〇殿の開示として賜る。」「分かりました。」の言質で始まった。建築局は、3 月 9 日請求分は 5 月 18 日に終わっている。更に「建築概要書の期日について、平成 20 年 12 月 2 日提出され受理されたものだ」と虚言を執拗に繰り返したので「建築後住んで 3 年経過してから建築願を授受する役所が何処にある」。建築局「後から出す場合もある」。「馬鹿野郎〜誤魔化しの詭弁を言いやがって」と不調にした。建築局『開示請求するのは止めてください。何のためにするのですか。謝ったし何も悪いことをしていないのだし・・・』と情報公開法を蔑ろの非違行為を発したので、市民情報室H係長に通報した。『建築局が？開示請求しないでと、そんなこと言っちゃダメだね。』の言葉に送られ、開示請求を不調にして帰った。後日、建築局から電話で謝罪の言質があったが通話を断った。平成 27 年 3 月 9 日開示請求後、開示日の応答でも請求内容を確認し、〇の建建道第 1616 号（平成 27 年 3 月 23 日付）に記載され、4 月 28 日まで延長したが連絡なく、4 月 30 日電話確認し『決裁が遅れた。開示日はいつが良いか』と問われ『明日 5 月 1 日』と即答したが 5 月 8 日に延びて、請求から 70 日後の平成 27 年 5 月 18 日開示で出向いた。開示通知書は 4 月 28 日に決済されていた。「決裁が遅れた・・・」。6 月 12 日は「JNビルへ忘れた。」7 月 13 日も虚言等で不調。建築局は 14 日に電話で「通知書は普通郵便で送ってある。郵便局に聞いて、家の中を探して！再発行はしません。」開示は済んでいます。」とは何んだ。建築局は「弁護士法第 23 条の 2 第 2 項による照会・」が有り回答した。此の虚言内容が証拠採用され裁決された。横浜弁護士会から依頼されたといわれる依頼文書の原議一式写しと回答書原議の写し。写しの交付。2. 道路審議票白根三丁目特定番号の開示閲覧を求め、閲覧後必要なものについて写しの交付。3. 『平成 4 年道路審議票白根三丁目（〇丁目）特定番号」文書は捏造。建築局は道路審議票旭特定番号と再捏造した上で返書を寄せたが、懈怠し確認もなく勧告をした上に、懈怠行為を隠蔽するため『平成 4 年道路審議票白根三丁目（〇丁目）特定番号」文書の捏造行為があり、建築局長〇殿に歴史を教示した。建築局長から建建道第 337 号（h27.6.18 付）で氏名記載せずに、本文 12 行の拙い返書あった。上述の通り道路審議票旭特定番号と建築局長自ら改竄捏造の事実行の披歴がある。下記事項の写し交付。① 建築局長が道路審議票旭特定番号と捏造された文書の原議一式。写しの交付を請求する。② 判定意見のとおりとは？建築局が平成 14 年 9 月 12 日道路後退を要する道路では無いと審査課及び 12 月違反対策課が現認した文書の原議一式。写しの交付。③ 図中の判定箇所とは？図を明示した上で原議一式。写しの交付。④ 19 年注意書を発出したことを、受取人に逆に注意され謝罪した際の発出文書の原議写し。⑤ 2 項道路として指導行いましたとは？誰にどのように指導模様の詳細原議一式。写し⑥ 平成 20 年 10 月 24 日付で送付に資した、相談課から引継ぎ添付し伺った文書一切の写し。別紙へ

別紙 ⑦ 2 項道路と扱った土地が何処に存在するのか。特定した原議すべて。写しの交付。⑧ 道路ではない歴史ある民地を、建築局は平成 21 年 9 月 3 日否道路に判定替えしたとのがれ、適当に色を塗っていると云い殴られそうになり逃げた道路係長はAであるが、旭土木事務所が公道行き止まりのポールを建立されているにも関わらず、謝罪しては非違行為を上述の通り何年も繰り返している。平成 20 年 10 月 21 日相談課Qは 2 項道路と虚言吹聴時写した。写真の開示。確認に来た道路課 b「2 項ではない。」書面を書く約束を反故にしたが、違反対策室で偶然 b に会った。B、Uの前で、「2 項道路では無いと断言したが書面は書けない。」と頭を下げ続けた。B が道路課 P、審査課 J、d らの謝罪の場を設けたにも関わらず、P は捏造を続けた。建築局は掌理事項の 2 項道路か否かの文書を、旭土木事務所長 E に出させ、建築局が確認に処した資料と方法及び再調査した場所の原議一式。写しの交付⑨ 道路でも 2 項道路でも無い私有地。判定替えなど要さないにも関わらず判定替えしたと云う資料全て原議。写しの交付⑩ 是正勧告後、取り消し書の送付は無い不事実を捏造した。・・・「送付しお詫びした」とは、横浜市長はどのようにお詫びしたのか。其の文書原議全て。写しの交付。⑪ D 宅は「3 旭特定番号で 2 項道路に該当部位は道路後退している。」従って「D さんは 3 旭特定番号で道路後退していないが今後は指導する」と捏造したが、其の道路部位と根拠資料原議の写し交付。⑫ 「・・・特定番号」は、平成 20 年の資料が記載されている。平成 4 年作成の原議一式。写しの交付。⑬ 建築局は課によって個人情報を黒塗りする理由が違うと云われるが、其の既定書の原議。写し交付。⑭ 3 旭特定番号部分はDの個人情報を開示し、続く部位は黒くしたが、全文原議一式。写しの交付。⑮ 市民情報センターにて、「平成 4 年道路審議票白根三丁目特定番号」（A4・10 枚・B4・2 枚含む）及び「平成 4 年道路審議票白根 0 丁目特定番号」を H26 年 11 月 12 日、12 月 5 日、12 月 25 日、27 年 1 月、3 月、5 月の 6 度閲覧した。「過去に建ててあったことが分かるから市民情報室と協議し非開示とした・・・」と情報公開規定に反した指示により隠蔽されているが、原議写しの交付。⑯ 「平成 4 年道路審議票白根（三丁目）0 丁目特定番号」は（資料 5 部 A4・10 枚・B4・2 枚含む）作成年月日が不記載にも関わらず、番号を特定番号と付定し、地名地番は特定されないように黒塗りし、判定欄の「道路」を抹消し、判定意見欄「本件は既に台路台帳（誤字）にて法 42 条 2 項道路として扱われている本件カ所のセットバックについて現地調査、別添え資料等により総合的な判断にて別添え（裏側）指導方法案を作成し今後の確認時に指導する」が全文だが根拠資料も無く、「本件は既に台路台帳にて」とか「本件カ所のセットバックについて現地調査・」云々とか資料もなく、道路も家並みも無いにも関わらず、私有敷地へ「2 項セットバックの指導」をしたという。其の資料の写し。⑰ 判

		<p>定意見欄、調査意見・経過欄、建築主相談者欄の住所及び屋号等氏名、電話番号下段の地図（狭あい道路3旭特定番号）を白根三丁目特定番号と切り貼りした上で、現地調査し総合判断したと記載の総合判断に至った規定資料及び起案し、経伺した文書改廃原議一式の写し。⑱ 建築局が平成14年、同じく平成20年12月2日付、私有地を否道路と作成した根拠資料の閲覧⑲ 平成21年作成（番号1142号）の起案資料、供覧資料、経伺資料、決裁した根拠資料の閲覧。請求者に指摘され廃止すると後記載することを経伺した文書資料の閲覧。⑳ 建建道（第1264号）「公道だ。」の位置、面積を算出されたXY座標数値記載の改廃原議一式。㉑ 「弁護士法第23条の2第2項による照会があったため、回答を行いました。」とある、照会文一式の写し交付及び弁護士法23の2の2により回答したと云う文書原議一式の写し交付。4. 建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目特定番号（平成4年度）（建建道第2765号・平成24年2月13日付）を建築局は捏造した上、其の資料を隠蔽し差し替えた。正当原議一式。写しの交付。5. 建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目特定番号（平成4年度）建建道第2929号（平成24年2月28日付）建築局は、捏造した資料を隠蔽し差し替えがあったが、原議一式の写しの交付。6. 裁判で平成4年に作成されたと認定されたと云われているが、捏造し隠蔽した8枚の原議の写し交付</p>
3	2246	<p>※H27.7.21 開示請求書について、一か月後のh27.8.21付でh27.8.26日に補正依頼があったので補正し回報するが、開示の際には、1.2.3と付定した番号に基づいて開示を願います。1. 〇建築局長（平成27年7月6日付）は「・・・のとおり、深くお詫び申し上げます。」業務を怠けは正勸告したことへ詫びた様だが、建築局は平成4年～27年と執拗に、下記種の非違行為を繰り返している。此れらの違法行為は法廷でも審理され、建築局長〇は了知されているにも関わらず、「しかしながら、本件に関する建築局職員の一連の対応について、X様をご指摘されているような懈怠、捏造、偽造、隠蔽等の行為はございません。」とはなんだ。5点（改竄、虚偽虚言、吹聴、賄賂、集り）の行為は認めたが、3月9日旭区役所から開示請求し、期間延長した4月28日には開示されず、70日経過後の平成27年5月18日に、開示決定通知書は現地にて手交する約束で出向いた。建築局は新旧担当者が立ち会った。「開示請求されていないから、開示できません」と一声。手交された開示通知書を返し不調にした。〇殿に督促し、6月12日の開示に出向いたところ、開示文書をJNビルへ忘れて来た。取りに戻る気配無いため不調にした。其の後、〇建築局長（平成27年7月6日付）上述の返書もあり、平成27年7月13日の開示に出向き、「今日の開示は、〇殿の開示として賜る。」「分かりました。」の言質で始まった。建築局は、3月9日請求分は5月18日に終わっている。更に「建築概要書の期日について、平成20年12月2日提出され受理されたものだ」と虚言を執拗に繰り返したので「建築後住んで3年経過してから建築願を授受する役所が何処にある」。建築局K担当者「後から出す場合もある」。「馬鹿野郎～誤魔化しの詭弁を言いやがって」と不調にした。すると担当者は「開示請求するのは止めてください。何のためにするのですか。謝ったし何も悪いことをしていないのだし・・・」と情報公開法を蔑ろの非違行為を發したので、市民情報室H係長に通報した。『建築局が？開示請求しないでと、そんなことを言っちゃダメだね。』不調を宣言して帰った。後日、建築局から電話で謝罪の言質があったが通話を断った。平成27年3月9日開示請求後、応答でも請求内容を確認し、〇の建建道第1616号（平成27年3月23日付）に記載され、4月28日まで延長したが連絡なく、4月30日電話確認し『決裁が遅れた。開示日はいつが良いか』と問われ『明日5月1日』と即答したが5月8日に延びて、請求から70日後の平成27年5月18日開示で出向いた。開示通知書は4月28日に決済されていた。「決裁が遅れた・・・」。6月12日は「JNビルへ忘れた。」7月13日も虚言等で不調。建築局は14日に電話で「通知書は普通郵便で送ってある。郵便局に聞いて、家の中を探して！再発行はしません。」開示は済んでいます。」とはなんだ。「建建道第1616号（平成27年3月23日付）及び開示通知書4月28日付」「写しの交付」2. 「3月9日請求した書の開示は済んでいる」という請求書原議と開示文書原議一式 「写しの交付」3. 建築局長は「弁護士法第23条の2第2項による照会・・・」が有り回答した。のが証拠採用され裁決された。横浜弁護士会からの依頼文書の原議一式写し及び回答書原議の写し。 「写しの交付」4. 道路審議票白根三丁目特定番号の開示閲覧を求め、閲覧後必要なものについて 「写しの交付」5. 建築局長は「道路審議票旭特定番号」と再捏造した上で返書を寄せた文書原議及び根拠資料「写しの交付」① 建築局長が「道路審議票旭特定番号」とされた文書の原議一式。 上述5.に記載したので不要② 判定意見のとおりとは？建築局が平成14年9月12日道路後退を要する道路では無いと審査課。以下の12月違反対策課が現認した文書の原議一式。（不要）③ 図中の判定箇所とは？図を明示した上で原議一式。「写しの交付」④ 19年注意書を發出した・・・發出文書原議及び根拠資料（10年保存） 「写しの交付」⑤ 2項道路として指導を行いましたとは？誰に指導したのか根拠詳細原議一式。 「写しの交付」⑥ 平成20年10月24日付で送付に資した、相談課から引継ぎ添付し伺った文書一切「写しの交付」⑦ 2項道路と扱った土地が何処に存在するのか。特定した原議すべて。 「写しの交付」8 歴史ある民地を建築局は平成21年9月3日否道路に判定替えしたと逃れ、適当に色を塗っている。旭土木が公道行き止まりポールを建立したにも関わらず、非違行為を・・・繰り返しているが、平成20年10月21日相談課Qが2項道路を写したと云われる写真原議或は原本「写しの交付」</p>

		<p>9 道路課 b が 12 月 15 日に確認し「2 項ではない。」正月明けに書面を書くとして約した文書写し。10 違反対策室で偶然 b にあい、B、U を前に「2 項道路では無い」と断言し、頭を下げ、B が設けた謝罪の場で道路課 P、審査課 J、d が謝罪した。作成日不詳文書と其の後も P が捏造を続けた建建道 827 号・h24.7.6 付。両文書写し「写しの交付」11 建築局は・・旭土木事務所長 E に書かせた文書を、手直しする際に確認に処した資料と再調査した場所と方法の原議と根拠文書一式。「写しの交付」12 道路でも 2 項道路でも無い私有地。判定替えなど要さないにも関わらず判定替えしたと云う。資料全ての根拠資料原議一式。「写しの交付」13 是正勧告後、取り消し書の送付は無い不事実を捏造した。・・「送付しお詫びした」は、横浜市長は書留で送付してお詫び謝罪したのか。其の文書原議の全て。「写しの交付」14 D 宅は「3 旭特定番号で 2 項道路に該当部位は道路後退している。」従って「D さんは 3 旭特定番号で道路後退していないが今後は指導する」と g さん宅の書面を捏造したが、其の道路部位と根拠資料原議「写しの交付」15 道路審議票・・特定番号」は、平成 17 年時以降が資料として書き加えられて記載されている。平成 4 年に作成されたと云われる原議一式の写し。「写しの交付」16 建築局は課によって個人情報黒塗りする理由が違うと云われたが、横浜市情報開示条例該当の文書原議。「写し交付」17 市民情報室で「平成 4 年道路審議票白根三丁目特定番号」(A4・10 枚・B4・2 枚含む)及び「平成 4 年道路審議票白根 0 丁目特定番号」を H26 年 11 月 12 日、12 月 5 日、12 月 25 日、27 年 1 月、3 月、5 月の 6 度閲覧した。「過去に建ててあったことが分かるから市民情報室と協議し非開示とした・」と D 宅 3 旭特定番号は情報公開規定及び横浜市情報公開条例に反し隠蔽された全文原議「写しの交付」18 「平成 4 年道路審議票白根(三丁目)0 丁目特定番号」は(資料 5 部 A4・10 枚・B4・2 枚含む)作成年月日不記載にも関わらず、番号を特定番号と付定し、地名地番は特定されないように黒塗りし、判定欄の「道路」を抹消し、判定意見欄「本件は既に台路台帳(誤字)にて法 42 条 2 項道路として扱われている本件カ所のセットバックについて現地調査、別添え資料等により総合的な判断にて別添え(裏側)指導方法案を作成し今後の確認時に指導する」が全文だが根拠資料も無く、「本件は既に台路台帳にて」とか「本件カ所のセットバックについて現地調査・」云々とか資料もなく、道路も家並みも無いにも関わらず、私有地へ「2 項セットバックの指導」をした法的根拠資料「写しの交付」19 判定意見欄、調査意見・経過欄、建築主相談者欄の住所及び屋号等氏名、電話番号下段の地図(狭あい道路 3 旭特定番号)を白根三丁目特定番号と切り貼りした上で、現地調査し総合判断したと記載の総合判断に至った資料及び起案し、経伺した文書改廃原議一式「写しの交付」20 建築局が平成 14 年、同じく平成 20 年 12 月 2 日付、私有地を否道路と作成した根拠資料の閲覧 21 平成 21 年作成(番号 1142 号)の起案資料、供覧資料、経伺資料、決裁した根拠資料の閲覧。請求者に指摘され誤りに廃止すると記載したが。経伺した文書資料の閲覧。「写しの交付」22 建建道(第 1264 号)「公道だ。」の位置、面積を算出された X Y 座標数値記載の改廃原議一式。23 「弁護士法第 23 条の 2 第 2 項による照会があったため、回答を行いました。」とある、照会文書一式「写しの交付」及び「弁護士法 23 の 2 の 2 により回答したと云う文書原議一式」「写しの交付」24 建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目特定番号(平成 4 年度)(建建道第 2765 号・平成 24 年 2 月 13 日付)を建築局は捏造した上、其の資料を隠蔽し差し替えた。正当原議一式。写しの交付。25 建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目特定番号(平成 4 年度)建建道第 2929 号(平成 24 年 2 月 28 日付)建築局は、捏造した資料を隠蔽し差し替えがあったが。原議一式の写しの交付。26 裁判で平成 4 年に作成されたと認定されたと云われている。隠蔽した 8 枚の原議「写しの交付」</p>
4	2247	<p>○H27.7.21 付開示請求書について、一か月経過した H27.8.26 日に(8.21 付)補正依頼が有り補正し、H27.8.28 付で回報済にも関わらず、横浜市長(9 月 2 日付)から 10 月 27 日まで開示決定等期間延長通知書の送付があり 98 日を要することとなった。市情報開示条例に適法か否かも合わせ開示請求する。○横浜市長宛 3 月 9 日旭区役所から開示請求書を送付した。4 月 28 日まで延長となり期間満了後の 4 月 30 日電話確認し『決裁が遅れた。開示日はいつが良いか』と訊かれ『明日 5 月 1 日』と即答したが 5 月 8 日に延び、請求から 70 日後の平成 27 年 5 月 18 日に開示決定通知書は現地で手交するとの約束で出向き、手交された開示通知書は 4 月 28 日付で決済されていた。横浜市長(建築局長)「決裁が遅れたから開示が遅れた」の虚言を指摘をした。横浜市長(建築局新旧担当者)「開示内容が請求されていませんから、開示できません。」と虚言を重ねたので、「次から次と嘘を言うな!」と 3 月 9 日付け請求書の記載内容を音読し、横浜市長発出の建建道第 1616 号(3 月 23 日付)に請求内容の記載が有ることも指摘した。「調べます。」の言質に呆れ通知書等を返し、不調にした文書の開示がない。旭区役所相談窓口の送付漏れ調査等もあり開示が大幅に遅れているにも関わらず、6 月 12 日は「J N ビルへ忘れた。」7 月 13 日も虚言による言い逃れで不調になっているにも関わらず、横浜市長(建築局長)は、14 日の電話時に「3 月 9 日の開示通知書は普通郵便で送ってある。家の中を探してなかったら郵便局に聞いて、再発行はしません。開示は済んでいます。」とは何んだ。○6 月 26 日付開示請求は、旭区役所相談係が請求先「横浜市長林文子」の押印を失念したからと横浜市長(建築局長)は原本を旭区役所に返送した。役所の失態と補正、開示決定等期間延長で遅れている上に、横浜市長(建築局長)が最後の交付責任者と裁決された案件を、延長期間中に他所に移送し拒否されたため開示準備が整わないにも関わらず、開示日 9 月 2 日と勝手に設定</p>

し、他の開示請求文書は悪質にも「の一部について」と企て、捏造した同種文書を多発して勝手に決めた開示日に来なかったと喚いたが、横浜市の条例及び文書規定に基づき、開示請求書に付定した記番号通りに順序立てた開示を行うよう。また、横浜市の「開示は済んでいる」の言質に開示請求書を出した。横浜市長は開示請求書を受領したにも関わらず、横浜市情報開示条例に背き不法開示に企てた事も合せ忠告する。〇〇建築局長（平成27年7月6日付）は「・・・のとおり、深くお詫び申し上げます。」と言いつつ横浜市は、平成4年～27年執拗な非違行為は法廷でも審理され、〇建築局長は了知されているにも関わらず、「しかしながら、本件に関する建築局職員の一連の対応について、X様をご指摘されているような懈怠、捏造、偽造、隠蔽等の行為はございません。」他の改竄、虚偽虚言、吹聴、賄賂、集り等は否定せず、横浜市民情報開示条例に反する「の一部について」と不法開示が継続されている。〇〇殿に督促し、6月12日の開示に出向いた。開示文書をJNビルへ忘れて来た。取りに戻る気配無く不調にした。〇建築局長（平成27年7月6日付）の返書を受け、平成27年7月13日、「今日の開示は、〇殿の開示として賜る。」「分かりました。」で始まるも、3月9日請求分は5月18日に終わっている。更に、他者の建築概要書について、「平成20年12月2日に提出され受理されたものだ」と虚言を執拗に繰り返したので「その建築主は、平成17年3月に住み3年経過している。居住してから3年後に、建築概要書を授受する役所が何処にある」。K担当者「後から出す場合もある。」「馬鹿野郎～誤魔化しの詭弁を言いやがって」と出鱈目な文書開示を指摘し、K担当者は『開示請求するのは止めてください。何のためにするのですか。謝ったし何も悪いことをしていないのだし』と情報公開法を蔑ろにした言質を発した。市民情報室H係長に通報し、『建築局が？開示請求しないでと、そんなことを言っちゃあダメだね。』の言葉もあり不調にした。数日後、K係から電話で謝罪があったが通話を断った。等が横浜市との開示における経緯である。下記の通り開示請求をする。1.「建建道第1616号（平成27年3月23日付）及び開示通知書4月28日付」原議「写しの交付」2. 横浜市が「3月9日請求された文書開示は済んでいる」の開示請求書と開示文書の写し「写しの交付」3. 横浜弁護士会からの依頼文書原議一式及び建築局長が回答したと云う文書原議一式。「写しの交付」4. 建築局長が突然「道路審議票旭特定番号」と偽造し返書を寄せた文書原議一式。「写しの交付」5. 建築局長は図中の判定箇所を明示されていない。何処か。明示された文書原議一式。「写しの交付」① 横浜市が平成19年発出した注意書及び注意箇所、区域、根拠記載の文書（10年保存）「写しの交付」② 建築局長が2項道路だと指導した土地は何処にあるのか見解が明示された文書原議「写しの交付」③神奈川県環境農政局Rが、横浜市あて平成4年3月11日付で持参した文書「写しの交付」④旭区役所区政部建築課Jが③項記載書を認証し甲地宅へ発出した文書「写しの交付」⑤・③④項により平成4年4月22日建築課J（現中高層住宅課長）が、建築基準法第42条第2項道路だから板塀を撤去するよう誓約させ、翌日の平成4年4月23日新築許可をした「写しの交付」⑥平成4年7月7日旭区役所区政部建築課係長F（現建築指導部長）が新築を適法と確認した文書の「写しの交付」⑦ 旭区白根甲地は私有地であるが、建築道路課（旧旭区建築課）で事前相談の審議を実施し、道路判定委員会において個別許可についての妥当性が認められ、道路審議時に図面等資料を提出したに基づき、平成4年道路審議票白根三丁目（〇丁目）特定番号と認定後に建築道路課に提出した許可概要書等一式「写しの交付」⑧ 横浜市長（建築局長）は、3旭特定番号D宅は、昭和35、48年、平成3年に新築した。同所にはT宅も昭和35年新築している。昭和25年11月23日の建基法施行日以後は、平成21年9月3日に判定替えするまで「2項道路だった。」と見解を主張している。文書の「写しの交付」⑨ 3旭特定番号D宅は（・・・黒塗り・・・）に基づいて道路後退をしていないが将来は道路後退を指導する。との見解も主張しているが根拠記載の文書「写しの交付」⑩ 平成4年道路審議票白根三丁目（〇丁目）特定番号では、⑨項の黒塗り部位には昭和35年に道路後退なく、T宅が新築されている。建築確認書「写しの交付」⑪ 横浜市長は、⑨項の黒塗りし隠蔽した部分について「過去に建築していたと分かることから市民情報室と協議し非開示とした。」と平成23年11月7日に作成した文書。「写しの交付」⑫ 横浜市長は、私有地にも関わらず、「平成4年道路審議票白根三丁目（〇丁目）特定番号」捏造文書を作成し、昭和25年11月23日施行日から平成21年9月3日に判定替えするまで「2項道路だった。」6. 横浜市建築局は上述の通り道路では無いことを承知したJ、Gが居る上に「・・・公道行き止まり旭土木事務所」と表示ポールも建立してあるにも関わらず、平成21年9月3日否道路に判定替えしたと逃れ、「適当に色を塗っている」と非違行為を繰り返しているが、平成20年10月21日に相談課Qが写したと云われる写真原議と公文書38枚（通）原議一式。「写しの交付」7道路課bが平成20年12月15日「2項ではない。」と正月明けに作成した文書。「写しの交付」8違反対策室で偶然bに出会い、B、Uを前に「2項道路では無い」と頭を下げ断言した事で、B課長が謝罪の席を11月7日に設け、道路課P、審査課J（20年の免罪確定）、違反対策課cが謝罪した席で、建築道路課Aが作成した文書。「写しの交付」9. 其の後もPが虚偽隠蔽を図り続けた建建道827号・平成24年7月6日付文書。「写しの交付」10. 建築局長が（上記3項）回答のために、旭土木事務所長Eに決済させた文書を、手直した際に対査確認した資料と確認のため再調査した場所記載の文書原議と根拠文書一式。「写しの交付」11. 横浜市（建築局長）が、昭和22年及び29年の航空写真と29年の地形図においていずれも道の形態が無く、建物の並びもない。と確認しているにも関わらず、昭和25年11月23日施行日から平成21年9月3日に判定替えす

	<p>るまでは「2項道路だった。」と分かる写真と文書原議一式。 「写しの交付」12. 昭和22年及び29年の航空写真と29年の地形図においていずれも道の形態が無く、建物の並びもなく、昭和25年11月23日施行日から道路では無い。又、2項道路でもないから、昭和35年及び48年、平成3年と3度新築した家屋に2項道路では無いから道路後退を課していない。平成21年9月3日に判定替えるまでは「2項道路だった。」と横浜市長（建築局長）の見解文書原議 「写しの交付」13. 「建築道路課は道路判断出来ない」と云われたにも関わらず、道路審議票旭区白根甲地先（平成21年9月1日付文書番号1142号）で道路審議したと進捗を記載した文書。 「写しの交付」</p>
--	---

別表5 本件審査請求に係る諮問の報告日、諮問書及び弁明書の写し受理日ほか

答申番号 (諮問に係る文書番号)	諮問の報告 第一部会 諮問書及び弁明書 の写し受理日	諮問の報告 第二部会 審査請求人の 意見書受理日	諮問の報告 第三部会
答申第2242号 (平成28年度旭土第3484号)	平成29年1月24日 第299回 平成28年12月28日	平成29年1月30日 第307回 平成29年1月27日	平成29年1月19日 第206回
答申第2243号 (平成28年度旭土第3485号)	平成29年1月24日 第299回 平成28年12月28日	平成29年1月30日 第307回 平成29年1月27日	平成29年1月19日 第206回
答申第2244号 (平成28年度旭土第3487号)	平成29年1月24日 第299回 平成28年12月28日	平成29年1月30日 第307回 平成29年1月27日	平成29年1月19日 第206回
答申第2245号 (平成28年度旭土第3488号)	平成29年1月24日 第299回 平成28年12月28日	平成29年1月30日 第307回 平成29年1月27日	平成29年1月19日 第206回
答申第2246号 (平成28年度旭土第3489号)	平成29年1月24日 第299回 平成28年12月28日	平成29年1月30日 第307回 平成29年1月27日	平成29年1月19日 第206回
答申第2247号 (平成28年度旭土第3490号)	平成29年1月24日 第299回 平成28年12月28日	平成29年1月30日 第307回 平成29年1月27日	平成29年1月19日 第206回
答申第2248号 (平成28年度旭土第4113号)	平成29年3月28日 第301回 平成29年2月15日	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
答申第2249号 (平成28年度旭土第4114号)	平成29年3月28日 第301回 平成29年2月15日	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
答申第2250号 (平成28年度旭土第4385号)	平成29年3月28日 第301回 平成29年3月7日	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
答申第2251号 (平成28年度旭土第4387号)	平成29年3月28日 第301回 平成29年3月7日	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
答申第2252号 (平成28年度旭土第4388号)	平成29年3月28日 第301回 平成29年3月7日	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回
答申第2253号 (平成28年度旭土第4389号)	平成29年3月28日 第301回 平成29年3月7日	平成29年4月4日 第311回	平成29年3月16日 第210回

答申第2282号	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
(平成29年度旭土第2119号)	平成30年1月24日		
答申第2283号	平成30年2月27日 第312回	平成30年2月23日 第331回	平成30年2月15日 第228回
(平成29年度旭土第2120号)	平成30年1月24日		
答申第2284号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
(平成29年度旭土第2121号)	平成30年2月14日		
答申第2285号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
(平成29年度旭土第2122号)	平成30年2月14日		
答申第2286号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
(平成29年度旭土第2123号)	平成30年2月14日		
答申第2287号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
(平成29年度旭土第2124号)	平成30年2月14日		
答申第2288号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
(平成29年度旭土第2125号)	平成30年2月14日		
答申第2289号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
(平成29年度旭土第2126号)	平成30年2月14日		
答申第2290号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
(平成29年度旭土第2126号)	平成30年2月14日		
答申第2291号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
(平成29年度旭土第2127号)	平成30年2月14日		
答申第2292号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
(平成29年度旭土第2128号)	平成30年2月14日		
答申第2293号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
(平成29年度旭土第2129号)	平成30年2月14日		
答申第2294号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
(平成29年度旭土第2130号)	平成30年2月14日		
答申第2295号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
(平成29年度旭土第2131号)	平成30年2月14日		

答申第2310号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
(平成29年度旭土第2109号)	平成30年2月20日		
答申第2311号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
(平成29年度旭土第2109号)	平成30年2月20日		
答申第2312号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
(平成29年度旭土第2109号)	平成30年2月20日		
答申第2313号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
(平成29年度旭土第2109号)	平成30年2月20日		
答申第2314号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
(平成29年度旭土第2109号)	平成30年2月20日		
答申第2315号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
(平成29年度旭土第2109号)	平成30年2月20日		
答申第2316号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
(平成29年度旭土第2109号)	平成30年2月20日		
答申第2317号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
(平成29年度旭土第2109号)	平成30年2月20日		
答申第2318号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
(平成29年度旭土第2109号)	平成30年2月20日		
答申第2319号	平成30年3月27日 第313回	平成30年3月26日 第333回	平成30年3月15日 第230回
(平成29年度旭土第2109号)	平成30年2月20日		

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和元年12月6日 (第371回第二部会)	・ 審議
令和元年12月20日 (第372回第二部会)	・ 審議
令和2年1月24日 (第373回第二部会)	・ 審議
令和2年2月14日 (第374回第二部会)	・ 審議
令和2年2月28日 (第375回第二部会)	・ 審議
令和2年3月13日 (第376回第二部会)	・ 審議